

# 令和5年度 第1回 LPガス部会 経済会議

日 時 令和5年7月10日(月) 13時30分～17時00分  
会 場 沖縄産業支援センター 1階102会議室  
委員名簿 別紙

～ 次 第 ～

開会挨拶 部会長 島袋 博文

## 報告事項

「需要開発関係(災害対策・保安対策関連含む)」

1. 「需要開発への取組み」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料1
  - ・全国の販売事業者数
  - ・全国LPガス消費者戸数推移
  - ・2023～2027石油製品需要見通し(案)液化石油ガス編
  - ・県内LPガス需要開発状況
2. LPガス貯蔵設備及び対応設備の常設について・・・・・・・・・・資料2
3. 地方生成臨時交付金におけるLPガス支援について・・・・・・・・・・資料3
4. 沖縄県における改正省エネ法について(問題提起)・・・・・・・・・・資料4
5. 各メーカーからの近況ご報告(各社5分程度)・・・・・・・・・・各メーカー資料
6. その他

ガス器具メーカー様、ガス住設メーカー様はこれで終了です。有難う御座いました。

「保安対策・災害対策・取引適正化関係」

1. 保安対策関係
  - ① 液化石油ガス安全高度化2030への取組みについて・・・・・・・・・・資料5
  - ② LPガス事故発生状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料6
2. 災害対策関係
  - ① 災害対策における通報訓練の実施について・・・・・・・・・・資料7
  - ② 令和5年度中核充填所等連絡会議の実施について・・・・・・・・・・資料8
3. 取引適正化関係
  - ・次回WGに向けた対応方針と実効性確保(案)・・・・・・・・・・資料9

閉会挨拶 副部会長 大城龍児

※第2回会議 令和6年1月予定 沖縄産業支援センター

## L P ガス部会 経済会議

(経済会議委員) 任期 (令和4年総会～令和6年総会)

	選出区分	氏名	所属
1	部長	島袋 博文	(株) りゅうせき
2	副部長	大城 龍児	沖縄協同ガス(株)
3	副部長	福原 徹	福原プロパン合同会社
4	副部長	新垣 昌信	(株) 協和ガス
5	需要開発委員長	神里 順	(有) 神崎ガス工業
6	りゅうせき系列委員	小川 強	(株) りゅうせき
7	マルキ産業系列委員	伊良皆貞一	マルキ産業(株)
8	エッカ石油系列委員	國場 淳篤	エッカ石油(株)
9	白石系列委員	新垣 正憲	(株) 白石
10	J A・協同ガス系列委員	玉城 聰	沖縄協同ガス(株)
11	ひまわりガス系列委員	奥原 和弘	ひまわりガス(株)
12	具志頭給油所系列委員	神谷 政樹	(有) 具志頭給油所
13	互惠石油系列委員	我喜屋 賢	(株) 互惠石油瓦斯
14	沖縄ガス系列委員	久高 靖志	沖縄ガス(株)

(青年委員会 オブザーバー)

1	りゅうせき系列	外間 朝健	宜野湾ガス(株)
2	沖縄ガス系列	福山 竜平	沖縄ガス(株)
3	J A・協同ガス系列委員	仲村 勇哉	JA中部北LPガスセンター

(需要開発関連 各メーカー様)

1	ガス器具メーカー	四丸 賢二	(株) パロマ沖縄営業所
2		北島 聡	リンナイ(株) 沖縄営業所
3		中西 亮人	(株) ノーリツ沖縄営業所
4	ガス住設メーカー	山崎 陽平	クリナップ(株) 沖縄営業所
5		石井 大介	(株) LIXIL 沖縄営業所
6		渡名喜庸治	パナソニックリビング九州(株) 沖縄支店
7		神里 均	タカラスタンダード(株) 沖縄支店
8		緒方 晋也	TOTO(株) 沖縄営業所

## 「需要開発への取組み」について

LPガス業界を取り巻く環境は、「少子高齢化」・「国際情勢の変化」・「エネルギー自由化」、更に「環境問題への対応」等…厳しい状況が続いております。

LPガス業界では、LPガスが「これからもお客様から選ばれ続けるエネルギー」となるため、また「これからもお客様から選ばれ続けるエネルギー事業者」となるため、保安の確保並びに取引の適正化は勿論のことですが、お客様のニーズを把握し生活の提案できるよう「需要開発」へお取り組み願います。

### (LPガス業界で取組むべき項目)

#### ① 低炭素であるLPガス器具の勉強会、お客様へのご提案

- ・エネファーム
- ・ハイブリッド給湯器
- ・追い焚き機能付き風呂釜
- ・床暖
- ・浴室暖房乾燥機
- ・ガス衣類乾燥機
- ・Siセンサーコンロ
- ・ガス炊飯器
- ・ファンコンベクター
- ・エコジョーズ
- ・その他

#### ② 器具取替のご提案 (Siセンサーコンロ・換気扇・その他…)

#### ③ 空き家対策

- ・供給先における空き家の把握  
(何%が空き家となっているのかを常に把握する)  
(現在供給している新築物件も、何れ空き家が発生する)
- ・オーナーへ空き家になった原因状況の聞き取り
- ・リフォームの提案  
(空き家率を減らすことがオーナー、販売事業者のメリットとなる)  
(器具メーカー・住設メーカー・建築設計等チームで対応)

#### ④ 人材の育成 (法定資格以外の資格取得)





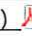
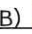
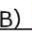
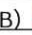
- ・GSS
- ・第2種電気工事士
- ・給排水
- ・玉掛け
- ・宅地建物取引士
- ・その他

### (LPガス業界の現状) 資料別紙

- ① 全国の販売事業者数
- ② 全国LPガス消費者戸数推移表
- ③ 2023～2027 石油製品需要見通し(案)液化石油ガス編
- ④ 県内LPガス需要開発状況

## L P ガスの安全・規制

全国の販売事業者数・保安機関数等

2023年4月6日	令和4年度（令和4年12月末）時点の全国の販売事業者数・保安機関数等（PDF形式：65KB） 
2022年3月22日	令和3年度（令和3年12月末）時点の全国の販売事業者数・保安機関数等（PDF形式：65KB） 
2021年4月22日	令和2年度（令和2年12月末）時点の全国の販売事業者数・保安機関数等（PDF形式：117KB） 
2020年5月11日	令和元年度（令和元年12月末）時点の全国の販売事業者数・保安機関数等（PDF形式：127KB） 
2019年5月14日	平成30年度（平成31年3月末）時点の全国の販売事業者数・保安機関数等（PDF形式：73KB） 
2018年5月9日	平成29年度（平成30年3月末）時点の全国の販売事業者数・保安機関数等（PDF形式：120KB） 
2017年6月5日	平成28年度（平成29年3月末）時点の全国の販売事業者数・保安機関数等（PDF形式：193KB） 
2016年6月6日	平成27年度（平成28年3月末）時点の全国の販売事業者数・保安機関数等（PDF形式：191KB） 

お問合せ先

産業保安グループ ガス安全室  
電話：(03) 3501-4032 (直通)

## 2022年(2022年12月末)時点の全国の販売事業者数・保安機関数等

	販売事業者数			保安機関数 (者)	充てん事業者数	
	(者)	ゴールド保安 認定事業者数 (第一号)	保安認定事業 者数 (第二号)		(者)	(充てん設備数)
経済産業省産業保安グループ	47	8	4	83	-	-
北海道産業保安監督部	-	-	-	-	-	-
関東・東北産業保安監督部 東北支部	17	2	2	27	-	-
関東・東北産業保安監督部	86	12	6	222	-	-
中部・近畿産業保安監督部	15	5	1	52	-	-
中部・近畿産業保安監督部 近畿支部	16	1	0	63	-	-
中国・四国産業保安監督部	16	6	4	40	-	-
中国・四国産業保安監督部 四国支部	7	2	1	11	-	-
九州産業保安監督部	27	5	1	63	-	-
那覇産業保安監督事務所	-	-	-	-	-	-
監督部等小計	184	33	15	478	-	-
北海道	990	10	3	1,034	51	181
青森県	344	4	0	359	15	36
岩手県	309	8	1	300	20	35
宮城県	418	9	3	410	22	60
秋田県	168	6	3	176	11	25
山形県	283	5	1	297	19	35
福島県	484	9	0	506	20	52
茨城県	715	2	1	717	22	81
栃木県	489	10	0	487	20	45
群馬県	411	12	1	412	23	44
埼玉県	731	11	1	692	25	102
千葉県	551	1	1	549	18	99
東京都	454	5	0	417	15	36
神奈川県	526	6	0	502	21	65
新潟県	374	4	1	377	23	59
山梨県	210	4	0	212	13	31
長野県	356	14	4	364	47	93
静岡県	514	5	8	476	45	142
富山県	230	8	0	220	12	42
石川県	215	3	0	215	9	53
岐阜県	348	12	6	340	29	75
愛知県	500	12	2	508	26	101
三重県	302	9	2	316	27	76
福井県	273	4	0	249	7	14
滋賀県	162	6	0	155	14	30
京都府	212	2	1	184	11	22
大阪府	428	9	2	415	13	35
兵庫県	389	14	5	398	35	57
奈良県	258	2	1	246	5	8
和歌山県	326	4	0	320	12	26
鳥取県	85	5	0	83	5	18
島根県	94	2	0	104	6	21
岡山県	283	13	3	292	28	61
広島県	320	17	8	318	16	76
山口県	184	1	2	190	15	44
徳島県	234	6	0	236	11	19
香川県	186	1	0	184	12	39
愛媛県	311	6	1	320	25	39
高知県	177	0	0	189	7	11
福岡県	614	5	1	621	38	106
佐賀県	132	6	0	132	14	21
長崎県	257	2	1	267	10	28
熊本県	360	0	0	366	13	31
大分県	200	8	0	212	25	65
宮崎県	208	2	1	223	18	39
鹿児島県	345	6	0	359	21	63
沖縄県	190	3	0	195	9	37
都道府県 小計	16,150	293	64	16,144	903	2,478
<b>全国 計</b>	<b>16,381</b>	<b>334</b>	<b>83</b>	<b>16,705</b>	<b>903</b>	<b>2,478</b>

2021年(2021年12月末)時点の全国の販売事業者数・保安機関数等

	販売事業者数			保安機関数 (者)	充てん事業者数	
	(者)	ゴールド保安 認定事業者数 (第一号)	保安認定事業 者数 (第二号)		(者)	(充てん設備数)
経済産業省産業保安グループ	48	8	4	84	-	-
北海道産業保安監督部	-	-	-	-	-	-
関東・東北産業保安監督部 東北支部	17	2	2	27	-	-
関東・東北産業保安監督部	88	7	6	225	-	-
中部・近畿産業保安監督部	16	4	0	51	-	-
中部・近畿産業保安監督部 近畿支部	16	1	0	63	-	-
中国・四国産業保安監督部	16	6	3	40	-	-
中国・四国産業保安監督部 四国支部	7	1	1	11	-	-
九州産業保安監督部	27	5	1	63	-	-
那覇産業保安監督事務所	-	-	-	-	-	-
監督部等小計	187	26	13	480	-	-
北海道	1,007	8	1	1,016	50	176
青森県	358	4	0	372	15	38
岩手県	286	9	1	302	25	37
宮城県	431	6	1	425	22	60
秋田県	172	4	3	180	11	24
山形県	291	5	0	305	19	36
福島県	508	10	0	524	19	47
茨城県	747	2	1	747	22	83
栃木県	506	10	0	506	20	47
群馬県	424	9	2	423	23	43
埼玉県	753	11	0	719	25	107
千葉県	568	1	0	566	21	102
東京都	474	4	0	430	14	35
神奈川県	529	3	0	508	22	68
新潟県	385	4	1	387	22	59
山梨県	215	4	0	216	12	30
長野県	362	14	2	370	44	87
静岡県	531	5	6	493	45	140
富山県	237	6	2	227	13	42
石川県	220	2	0	222	11	58
岐阜県	353	12	4	345	30	75
愛知県	519	13	2	530	27	104
三重県	310	9	2	325	44	72
福井県	289	4	0	251	7	14
滋賀県	166	5	0	160	12	31
京都府	215	2	1	186	11	21
大阪府	449	7	1	433	13	34
兵庫県	401	10	3	410	35	58
奈良県	262	2	1	250	5	8
和歌山県	332	3	0	326	14	27
鳥取県	88	4	0	86	5	19
島根県	95	2	0	105	6	21
岡山県	294	13	2	305	31	65
広島県	333	15	6	330	16	74
山口県	189	1	1	195	15	44
徳島県	249	5	0	246	11	20
香川県	196	1	0	193	12	41
愛媛県	306	5	0	318	23	39
高知県	184	1	0	196	7	11
福岡県	629	5	0	640	40	108
佐賀県	136	6	0	135	14	21
長崎県	259	1	0	269	10	29
熊本県	370	0	0	378	13	35
大分県	207	8	0	219	25	65
宮崎県	213	1	1	226	18	40
鹿児島県	352	6	0	365	21	59
沖縄県	190	2	0	194	9	36
都道府県 小計	16,590	264	44	16,554	929	2,490
<b>全国 計</b>	<b>16,825</b>	<b>298</b>	<b>61</b>	<b>17,118</b>	<b>929</b>	<b>2,490</b>

2020年(2020年12月末)時点の全国の販売事業者数・保安機関数等

	販売事業者数			保安機関数 (者)	充てん事業者数	
	(者)	ゴールド保安 認定事業者数 (第一号)	保安認定事業 者数 (第二号)		(者)	(充てん設備数)
経済産業省産業保安グループ	47	8	1	82	-	-
北海道産業保安監督部	-	-	-	-	-	-
関東・東北産業保安監督部 東北支部	17	2	0	29	-	-
関東・東北産業保安監督部	86	4	2	220	-	-
中部・近畿産業保安監督部	16	4	0	53	-	-
中部・近畿産業保安監督部 近畿支部	16	1	0	62	-	-
中国・四国産業保安監督部	15	4	3	38	-	-
中国・四国産業保安監督部 四国支部	7	1	0	11	-	-
九州産業保安監督部	26	4	0	60	-	-
那覇産業保安監督事務所	-	-	-	-	-	-
監督部等小計	183	20	5	473	-	-
北海道	1,035	5	1	1,088	44	175
青森県	366	4	0	379	17	38
岩手県	292	6	0	309	25	39
宮城県	442	3	0	434	22	58
秋田県	175	2	0	184	11	25
山形県	299	5	0	314	19	35
福島県	528	9	0	533	20	51
茨城県	756	2	0	757	30	79
栃木県	520	10	0	521	21	49
群馬県	430	7	0	429	23	45
埼玉県	788	11	0	741	39	108
千葉県	582	1	0	578	21	110
東京都	483	3	0	443	14	35
神奈川県	541	3	0	513	22	68
新潟県	394	3	1	397	22	58
山梨県	217	4	0	218	12	33
長野県	372	11	2	383	44	86
静岡県	545	5	1	506	45	144
富山県	242	6	2	229	12	44
石川県	223	2	0	223	10	61
岐阜県	359	14	4	352	30	75
愛知県	544	11	1	546	28	102
三重県	319	9	2	334	22	70
福井県	301	4	0	245	7	13
滋賀県	176	5	0	172	13	29
京都府	218	2	1	188	11	22
大阪府	462	6	1	443	14	35
兵庫県	411	13	1	421	35	57
奈良県	267	1	1	255	5	8
和歌山県	342	3	0	336	13	24
鳥取県	91	4	0	89	5	18
島根県	95	2	0	105	10	24
岡山県	295	11	2	307	31	67
広島県	337	15	3	337	16	74
山口県	197	1	1	205	15	43
徳島県	253	3	0	250	11	19
香川県	204	1	0	202	12	42
愛媛県	310	3	0	322	24	40
高知県	188	1	0	200	7	11
福岡県	638	4	0	649	39	108
佐賀県	137	5	0	138	14	21
長崎県	262	1	0	272	9	31
熊本県	375	0	0	383	13	35
大分県	212	7	0	225	23	62
宮崎県	218	1	1	232	18	41
鹿児島県	360	6	0	373	21	57
沖縄県	186	2	0	192	9	33
都道府県 小計	16,987	237	25	16,952	928	2,502
<b>全国 計</b>	<b>17,217</b>	<b>265</b>	<b>31</b>	<b>17,507</b>	<b>928</b>	<b>2,502</b>

2019年(2019年12月末)時点の全国の販売事業者数・保安機関数等

	販売事業者数			保安機関数 (者)	充てん事業者数	
	(者)	ゴールド保安 認定事業者数 (第一号)	保安認定事業 者数 (第二号)		(者)	(充てん設備数)
経済産業省産業保安グループ	46	7	1	83	-	-
北海道産業保安監督部	-	-	-	-	-	-
関東・東北産業保安監督部 東北支部	18	1	0	31	-	-
関東・東北産業保安監督部	90	3	2	223	-	-
中部・近畿産業保安監督部	18	4	0	55	-	-
中部・近畿産業保安監督部 近畿支部	17	2	0	62	-	-
中国・四国産業保安監督部	15	4	1	38	-	-
中国・四国産業保安監督部 四国支部	6	1	0	9	-	-
九州産業保安監督部	26	2	0	60	-	-
那覇産業保安監督事務所	-	-	-	-	-	-
監督部等小計	190	17	3	478	-	-
北海道	1,061	3	1	1,112	47	166
青森県	370	2	1	386	20	42
岩手県	298	5	0	313	25	38
宮城県	454	3	0	443	21	58
秋田県	185	1	0	194	11	25
山形県	303	5	0	318	19	32
福島県	539	8	0	548	20	48
茨城県	775	2	0	777	30	74
栃木県	533	10	0	533	20	47
群馬県	447	4	2	441	23	43
埼玉県	817	11	0	768	38	107
千葉県	599	1	0	592	21	110
東京都	504	1	1	465	12	36
神奈川県	567	3	0	528	24	72
新潟県	408	3	0	415	22	55
山梨県	227	4	0	228	12	29
長野県	378	11	0	379	22	95
静岡県	556	4	1	517	46	145
富山県	256	3	2	250	13	44
石川県	225	2	0	227	11	65
岐阜県	369	14	4	363	30	75
愛知県	545	9	2	560	30	94
三重県	329	8	3	347	24	72
福井県	266	4	0	256	7	13
滋賀県	178	5	0	181	14	32
京都府	219	2	1	188	11	21
大阪府	470	6	1	454	16	43
兵庫県	421	11	0	432	35	55
奈良県	274	1	0	262	5	8
和歌山県	348	2	0	343	12	24
鳥取県	93	4	0	94	5	19
島根県	96	1	0	107	10	24
岡山県	306	11	1	318	34	67
広島県	339	14	2	339	16	73
山口県	208	1	1	217	15	42
徳島県	256	3	0	254	11	18
香川県	211	1	0	211	13	44
愛媛県	316	4	0	328	23	38
高知県	194	1	0	206	7	11
福岡県	656	4	0	667	39	109
佐賀県	143	5	0	141	14	23
長崎県	266	1	0	282	9	30
熊本県	388	0	0	396	13	35
大分県	215	7	0	228	23	61
宮崎県	219	1	0	234	18	41
鹿児島県	354	6	0	366	21	57
沖縄県	186	2	0	191	9	32
都道府県 小計	17,367	214	23	17,399	921	2,492
<b>全国 計</b>	<b>17,603</b>	<b>238</b>	<b>27</b>	<b>17,960</b>	<b>921</b>	<b>2,492</b>

2018年度(2019年3月末)時点の全国の販売事業者数・保安機関数等

	販売事業者数			保安機関数 (者)	充てん事業者数	
	(者)	ゴールド保安 認定事業者数 (第一号)	保安認定事業 者数 (第二号)		(者)	(充てん設備数)
経済産業省産業保安グループ	46	8	1	80	-	-
北海道産業保安監督部	-	-	-	-	-	-
関東・東北産業保安監督部 東北支部	16	1	0	29	-	-
関東・東北産業保安監督部	88	3	0	221	-	-
中部・近畿産業保安監督部	16	2	0	54	-	-
中部・近畿産業保安監督部 近畿支部	16	2	0	62	-	-
中国・四国産業保安監督部	13	3	1	37	-	-
中国・四国産業保安監督部 四国支部	5	1	0	8	-	-
九州産業保安監督部	26	2	0	63	-	-
那覇産業保安監督事務所	-	-	-	-	-	-
監督部等小計	180	14	1	474	-	-
北海道	1,096	3	1	1,137	48	163
青森県	379	1	0	413	19	38
岩手県	308	5	0	326	25	38
宮城県	480	3	1	473	21	62
秋田県	188	1	0	198	12	24
山形県	312	5	0	328	21	34
福島県	573	9	0	582	20	47
茨城県	787	2	0	790	24	85
栃木県	546	10	0	545	19	41
群馬県	456	4	1	449	22	41
埼玉県	834	11	0	781	38	107
千葉県	615	1	0	611	21	111
東京都	525	1	1	493	12	36
神奈川県	588	3	0	542	24	67
新潟県	417	3	0	422	21	54
山梨県	232	4	0	233	12	30
長野県	386	11	0	364	23	87
静岡県	567	3	0	526	33	144
富山県	262	3	2	256	13	43
石川県	233	2	0	236	11	60
岐阜県	388	14	3	377	33	73
愛知県	552	8	3	572	31	92
三重県	333	12	2	351	24	71
福井県	277	4	0	266	6	13
滋賀県	187	5	0	187	14	32
京都府	227	2	0	196	11	21
大阪府	187	5	1	158	14	34
兵庫県	433	11	0	443	35	56
奈良県	298	1	0	286	6	9
和歌山県	354	2	0	356	15	26
鳥取県	101	5	0	103	4	11
島根県	96	1	0	107	11	27
岡山県	312	11	1	324	32	64
広島県	342	13	2	342	17	73
山口県	215	1	0	223	14	42
徳島県	261	3	0	260	11	18
香川県	221	1	0	223	13	43
愛媛県	335	4	0	344	23	36
高知県	202	1	0	214	7	11
福岡県	664	3	1	673	40	107
佐賀県	147	5	0	143	14	23
長崎県	274	1	0	286	9	28
熊本県	398	0	0	406	13	34
大分県	219	7	0	232	23	61
宮崎県	224	1	0	240	19	40
鹿児島県	359	4	0	370	21	57
沖縄県	189	2	0	199	9	31
都道府県 小計	17,579	212	19	17,586	908	2,445
全国 計	17,805	234	21	18,140	908	2,445

2019年

## 平成29年度(平成30年3月末)時点の全国の販売事業者数・保安機関数等

	販売事業者数			保安機関数 (者)	充てん事業者数 (者) (充てん設備数)	
	(者)	ゴールド保安 認定事業者数 (第一号)	保安認定事業 者数 (第二号)		(者)	(充てん設備数)
経済産業省産業保安グループ	50	9	2	83	-	-
北海道産業保安監督部	-	-	-	-	-	-
関東・東北産業保安監督部 東北支部	15	0	0	28	-	-
関東・東北産業保安監督部	89	3	0	220	-	-
中部・近畿産業保安監督部	15	2	0	53	-	-
中部・近畿産業保安監督部 近畿支部	17	2	0	64	-	-
中国・四国産業保安監督部	13	3	1	37	-	-
中国・四国産業保安監督部 四国支部	5	1	0	8	-	-
九州産業保安監督部	26	2	0	63	-	-
那覇産業保安監督事務所	-	-	-	-	-	-
監督部等小計	180	13	1	473	-	-
北海道	1,134	3	0	1,182	48	156
青森県	403	1	0	413	19	37
岩手県	323	4	0	341	17	36
宮城県	493	3	0	485	23	61
秋田県	194	1	0	204	11	26
山形県	324	5	0	341	20	33
福島県	596	10	0	605	32	48
茨城県	814	2	0	816	23	79
栃木県	578	10	0	554	20	45
群馬県	477	4	0	468	23	47
埼玉県	858	11	0	818	39	106
千葉県	640	1	0	644	21	117
東京都	533	1	1	506	14	38
神奈川県	584	2	0	558	31	71
新潟県	430	3	0	435	21	52
山梨県	246	4	0	247	12	29
長野県	387	11	0	355	23	86
静岡県	566	3	0	579	35	144
富山県	262	3	2	256	13	43
石川県	237	2	0	240	11	59
岐阜県	393	15	4	389	31	68
愛知県	573	8	1	589	31	91
三重県	331	12	1	352	25	69
福井県	284	4	0	278	6	13
滋賀県	188	4	0	188	14	32
京都府	235	3	0	206	13	26
大阪府	419	5	1	402	17	42
兵庫県	444	11	0	453	35	56
奈良県	282	1	0	280	6	9
和歌山県	359	2	0	368	15	27
鳥取県	105	5	0	108	4	11
島根県	103	1	0	114	14	30
岡山県	321	10	0	333	32	64
広島県	352	13	1	352	20	70
山口県	225	1	0	233	14	41
徳島県	265	3	0	264	11	18
香川県	228	0	0	229	13	43
愛媛県	347	5	0	357	22	36
高知県	221	1	0	231	7	11
福岡県	682	3	1	690	40	104
佐賀県	148	4	0	146	14	23
長崎県	277	1	0	285	9	26
熊本県	413	0	0	421	13	34
大分県	226	6	0	239	23	60
宮崎県	226	1	0	243	18	39
鹿児島県	369	4	0	379	21	55
沖縄県	191	2	0	203	9	30
都道府県 小計	18,286	209	12	18,379	933	2,441
全国 計	18,516	231	15	18,935	933	2,441

2017年  
平成28年度(平成29年3月末)時点の全国の販売事業者数・保安機関数等

	販売事業者数 (者)	保安機関数 (者)	充てん事業者数 (者) (充てん設備数)		ゴールド保安認 定販売事業者	認定販売事業者
経済産業省商務流通保安グループ	52	83	-	-	9	0
北海道産業保安監督部	0	0	-	-	0	0
関東・東北産業保安監督部 東北支部	13	27	-	-	0	0
関東・東北産業保安監督部	88	220	-	-	3	0
中部・近畿産業保安監督部	14	50	-	-	2	0
中部・近畿産業保安監督部 近畿支部	17	66	-	-	2	0
中国・四国産業保安監督部	12	36	-	-	2	0
中国・四国産業保安監督部 四国支部	3	7	-	-	0	0
九州産業保安監督部	25	62	-	-	2	0
那覇産業保安監督事務所	0	0	-	-	0	0
監督部等小計	172	468	0	0	11	0
北海道	1,156	1,196	46	142	3	0
青森県	396	415	18	36	1	0
岩手県	322	339	17	36	4	0
宮城県	506	500	23	58	3	0
秋田県	201	214	11	25	1	0
山形県	331	352	21	33	5	0
福島県	613	625	17	43	10	0
茨城県	836	836	25	81	2	0
栃木県	585	560	20	42	10	0
群馬県	493	487	22	46	3	0
埼玉県	886	845	37	105	11	0
千葉県	653	652	23	119	1	0
東京都	543	515	15	44	1	1
神奈川県	595	567	25	64	1	0
新潟県	439	443	20	54	3	0
山梨県	251	253	12	27	4	0
長野県	417	414	23	81	11	0
静岡県	575	583	35	141	3	0
富山県	267	259	13	43	3	1
石川県	244	246	11	58	2	0
岐阜県	412	411	31	68	16	2
愛知県	584	595	31	87	8	1
三重県	357	380	25	68	12	0
福井県	292	284	7	11	4	0
滋賀県	193	194	14	30	4	0
京都府	236	223	13	26	3	0
大阪府	519	474	15	37	4	1
兵庫県	454	463	34	54	11	0
奈良県	314	296	6	9	1	0
和歌山県	362	372	14	25	3	0
鳥取県	105	108	4	11	5	0
島根県	105	114	16	32	0	1
岡山県	326	336	30	60	11	0
広島県	352	354	20	71	13	1
山口県	230	238	14	40	1	0
徳島県	269	269	11	19	3	0
香川県	231	231	13	39	0	0
愛媛県	348	360	23	37	5	0
高知県	225	235	6	10	1	0
福岡県	696	703	40	100	3	1
佐賀県	152	150	13	23	2	0
長崎県	284	292	9	26	1	0
熊本県	420	429	13	34	0	0
大分県	231	244	23	60	6	0
宮崎県	230	248	18	38	1	0
鹿児島県	374	385	23	58	4	0
沖縄県	190	200	10	27	1	0
都道府県 小計	18,800	18,889	910	2,378	205	9
全国 計	19,024	19,440	910	2,378	225	9

2016年

## 平成27年度(平成28年3月末)時点の全国の販売事業者数・保安機関数等

	販売事業者数 (者)	保安機関数 (者)	充てん事業者数 (者) (充てん設備数)		認定販売事業者
経済産業省商務流通保安グループ	51	85	-	-	8
北海道産業保安監督部	0	0	-	-	0
関東・東北産業保安監督部 東北支部	14	28	-	-	0
関東・東北産業保安監督部	90	226	-	-	2
中部・近畿産業保安監督部	16	50	-	-	2
中部・近畿産業保安監督部 近畿支部	19	66	-	-	1
中国・四国産業保安監督部	12	35	-	-	2
中国・四国産業保安監督部 四国支部	3	7	-	-	0
九州産業保安監督部	24	61	-	-	0
那覇産業保安監督事務所	0	0	-	-	0
監督部等小計	178	473	0	0	7
北海道	1,190	1,222	46	135	2
青森県	404	420	18	36	1
岩手県	326	349	17	35	5
宮城県	518	510	20	56	4
秋田県	207	221	12	25	1
山形県	339	357	20	33	5
福島県	629	641	17	42	8
茨城県	870	866	21	77	1
栃木県	589	583	20	42	11
群馬県	500	512	22	44	3
埼玉県	917	876	40	105	11
千葉県	660	654	24	116	1
東京都	554	525	17	44	1
神奈川県	608	588	27	72	1
新潟県	452	451	22	54	3
山梨県	254	256	12	26	4
長野県	432	422	22	84	16
静岡県	585	590	35	136	3
富山県	277	270	13	41	3
石川県	246	249	12	57	2
岐阜県	428	410	31	68	17
愛知県	609	617	26	82	8
三重県	371	389	27	70	12
福井県	296	291	7	11	4
滋賀県	196	195	14	29	4
京都府	250	240	14	26	3
大阪府	529	452	22	37	5
兵庫県	472	482	34	54	12
奈良県	323	306	7	10	1
和歌山県	369	378	13	25	3
鳥取県	110	113	1	1	5
島根県	127	157	17	31	1
岡山県	332	343	29	59	9
広島県	363	364	21	71	14
山口県	241	249	14	40	1
徳島県	275	279	11	19	3
香川県	235	236	13	37	0
愛媛県	358	372	23	35	5
高知県	230	240	6	12	1
福岡県	706	706	39	99	4
佐賀県	157	155	13	22	2
長崎県	288	298	9	26	1
熊本県	427	438	18	32	0
大分県	240	253	23	59	6
宮崎県	230	243	18	37	1
鹿児島県	376	387	23	56	4
沖縄県	190	194	9	26	1
都道府県 小計	19,285	19,349	919	2,334	213
全国 計	19,514	19,907	919	2,334	228

L P ガス消費者戸数推

都道府県	平成 元年度	平成15年度			平成16年度			平成17年度			平成18年度			平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度		
		15年度 消費者戸数	前年対比		16年度 消費者戸数	前年対比		17年度 消費者戸数	前年対比		18年度 消費者戸数	前年対比		19年度 消費者戸数	前年対比		20年度 消費者戸数	前年対比		21年度 消費者戸数	前年対比		22年度 消費者戸数	前年対比		23年度 消費者戸数	前年対比		24年度 消費者戸数	前年対比	
			戸数	増加率		戸数	増加率		戸数	増加率		戸数	増加率		戸数	増加率		戸数	増加率		戸数	増加率		戸数	増加率		戸数	増加率		戸数	増加率
北海道・東北合計	3,877,682	4,480,596	33,321	0.75%	4,473,795	△6,801	-0.15%	4,462,039	△11,756	-0.26%	4,453,955	△8,084	-0.18%	4,433,967	△19,988	-0.45%	4,392,211	△41,756	-0.94%	4,443,938	51,727	1.18%	4,314,798	△129,140	-2.91%	4,230,243	△84,555	-1.96%	4,261,982	31,739	0.75%
関東合計	8,209,894	9,518,294	76,364	0.81%	9,499,538	△18,756	-0.20%	9,512,026	12,488	0.13%	9,391,212	△120,814	-1.27%	9,312,588	△78,624	-0.84%	9,225,292	△87,296	-0.94%	9,165,522	△59,770	-0.65%	9,047,005	△118,517	-1.29%	8,826,530	△220,475	-2.44%	8,809,552	△16,978	-0.19%
東海北陸合計	2,383,542	2,886,934	36,581	1.28%	2,927,928	40,994	1.42%	2,960,258	32,330	1.10%	2,913,948	△46,310	-1.56%	2,954,464	40,516	1.39%	2,968,103	13,639	0.46%	2,937,188	△30,915	-1.04%	2,894,590	△42,598	-1.45%	2,846,782	△47,808	-1.65%	2,830,556	△16,226	-0.57%
東日本合計	14,471,118	16,885,824	146,266	0.87%	16,901,261	15,437	0.09%	16,934,323	33,062	0.20%	16,759,115	△175,208	-1.03%	16,701,019	△58,096	-0.35%	16,585,606	△115,413	-0.69%	16,546,648	△38,958	-0.23%	16,256,393	△290,255	-1.75%	15,903,555	△352,838	-2.17%	15,902,090	△1,465	-0.01%
近畿合計	2,362,823	2,575,486	△11,586	-0.45%	2,535,059	△40,427	-1.57%	2,504,857	△30,202	-1.19%	2,442,744	△62,113	-2.48%	2,355,186	△87,558	-3.58%	2,336,611	△18,575	-0.79%	2,250,718	△85,893	-3.68%	2,202,059	△48,659	-2.16%	2,140,911	△61,148	-2.78%	2,097,923	△42,988	-2.01%
中国合計	2,013,659	2,229,004	△1,804	-0.08%	2,210,394	△18,610	-0.83%	2,205,189	△5,205	-0.24%	2,161,277	△43,912	-1.99%	2,130,282	△30,995	-1.43%	2,087,596	△42,686	-2.00%	2,043,879	△43,717	-2.09%	2,009,684	△34,195	-1.67%	1,973,591	△36,093	-1.80%	1,947,640	△25,951	-1.31%
四国合計	1,233,690	1,420,855	499	0.04%	1,420,839	△16	0.00%	1,414,906	△5,933	-0.42%	1,396,030	△18,876	-1.33%	1,389,147	△6,883	-0.49%	1,370,990	△18,157	-1.31%	1,341,904	△29,086	-2.12%	1,314,182	△27,722	-2.07%	1,290,891	△23,291	-1.77%	1,292,642	1,751	0.14%
47 沖 縄 県	368,625	469,488	12,448	2.72%	477,971	8,483	1.81%	472,706	△5,265	-1.10%	483,109	10,403	2.20%	490,916	7,807	1.62%	497,289	6,373	1.30%	499,633	2,344	0.47%	506,451	6,818	1.36%	510,519	4,068	0.80%	512,881	2,362	0.46%
九州合計	3,865,393	4,389,433	15,004	0.34%	4,382,235	△7,198	-0.16%	4,390,496	8,261	0.19%	4,361,901	△28,595	-0.65%	4,333,759	△28,142	-0.65%	4,328,181	△5,578	-0.13%	4,272,897	△55,284	-1.28%	4,226,863	△46,034	-1.08%	4,176,392	△50,471	-1.19%	4,129,475	△46,917	-1.12%
西日本合計	9,475,565	10,614,778	2,113	0.02%	10,548,527	△66,251	-0.62%	10,515,448	△33,079	-0.31%	10,361,952	△153,496	-1.46%	10,208,374	△153,578	-1.48%	10,123,378	△84,996	-0.83%	9,909,398	△213,980	-2.11%	9,752,788	△156,610	-1.58%	9,581,785	△171,003	-1.75%	9,467,680	△114,105	-1.19%
全国合計	23,946,683	27,500,602	148,379	0.54%	27,449,788	△50,814	-0.18%	27,449,771	△17	0.00%	27,121,067	△328,704	-1.20%	26,909,393	△211,674	-0.78%	26,708,984	△200,409	-0.74%	26,456,046	△252,938	-0.95%	26,009,181	△446,865	-1.69%	25,485,340	△523,841	-2.01%	25,369,770	△115,570	-0.45%

参考資料：(財)全国エルピーガス保安共済事業団発行 LPガス業者賠償責任保険契約定期契約集計表(第4表-1) 10月1日付けより

※第4表-1についての消費者戸数は、LPガス販売業者及び簡易ガス事業者の数である。

2023/3/14

L P ガス消費

都道府県	平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	25年度 消費者戸数	前年対比		26年度 消費者戸数	前年対比		27年度 消費者戸数	前年対比		28年度 消費者戸数	前年対比		29年度 消費者戸数	前年対比		30年度 消費者戸数	前年対比		元年度 消費者戸数	前年対比		2年度 消費者戸数	前年対比		3年度 消費者戸数	前年対比		4年度 消費者戸数	前年対比	
		戸数	増加率		戸数	増加率		戸数	増加率		戸数	増加率		戸数	増加率		戸数	増加率		戸数	増加率		戸数	増加率		戸数	増加率		戸数	増加率
北海道・東北合計	4,222,874	△39,108	-0.92%	4,215,097	△7,777	-0.18%	4,235,642	20,545	0.49%	4,189,075	△46,567	-1.10%	4,208,300	19,225	0.46%	4,145,400	△62,900	-1.49%	4,117,407	△27,993	-0.68%	4,125,429	8,022	0.19%	4,100,690	△24,739	-0.60%	4,084,460	△16,230	-0.40%
関東合計	8,726,026	△83,526	-0.95%	8,642,984	△83,042	-0.95%	8,438,389	△204,595	-2.37%	8,422,912	△15,477	-0.18%	8,340,502	△82,410	-0.98%	8,314,639	△25,863	-0.31%	8,258,992	△55,647	-0.67%	8,206,149	△52,843	-0.64%	8,157,539	△48,610	-0.59%	8,064,735	△92,804	-1.14%
東海北陸合計	2,808,371	△22,185	-0.78%	2,753,198	△55,173	-1.96%	2,670,109	△83,089	-3.02%	2,635,690	△34,419	-1.29%	2,615,488	△20,202	-0.77%	2,627,733	12,245	0.47%	2,595,307	△32,426	-1.23%	2,579,394	△15,913	-0.61%	2,581,627	2,233	0.09%	2,569,535	△12,092	-0.47%
東日本合計	15,757,271	△144,819	-0.91%	15,611,279	△145,992	-0.93%	15,344,140	△267,139	-1.71%	15,247,677	△96,463	-0.63%	15,164,290	△83,387	-0.55%	15,087,772	△76,518	-0.50%	14,971,706	△116,066	-0.77%	14,910,972	△60,734	-0.41%	14,839,856	△71,116	-0.48%	14,718,730	△121,126	-0.82%
近畿合計	2,058,559	△39,364	-1.88%	2,037,917	△20,642	-1.00%	1,990,622	△47,295	-2.32%	1,955,787	△34,835	-1.75%	1,938,990	△16,797	-0.86%	1,959,857	20,867	1.08%	1,991,407	31,550	1.61%	1,987,483	△3,924	-0.20%	1,864,408	△123,075	-6.19%	1,890,441	26,033	1.40%
中国合計	1,920,102	△27,538	-1.41%	1,901,455	△18,647	-0.97%	1,879,199	△22,256	-1.17%	1,866,210	△12,989	-0.69%	1,842,821	△23,389	-1.25%	1,824,542	△18,279	-0.99%	1,796,720	△27,822	-1.52%	1,787,138	△9,582	-0.53%	1,774,013	△13,125	-0.73%	1,753,297	△20,716	-1.17%
四国合計	1,274,588	△18,054	-1.40%	1,229,219	△45,369	-3.56%	1,211,849	△17,370	-1.41%	1,203,085	△8,764	-0.72%	1,248,172	45,087	3.75%	1,177,830	△70,342	-5.64%	1,158,020	△19,810	-1.68%	1,151,354	△6,666	-0.58%	1,139,085	△12,269	-1.07%	1,129,797	△9,288	-0.82%
47 沖 縄 県	517,909	5,028	0.98%	528,266	10,357	2.00%	529,761	1,495	0.28%	542,755	12,994	2.45%	551,142	8,387	1.55%	564,835	13,693	2.48%	572,160	7,325	1.30%	580,779	8,619	1.51%	591,860	11,081	1.91%	595,407	3,547	0.60%
九州合計	4,190,568	61,093	1.48%	4,089,442	△101,126	-2.41%	4,075,974	△13,468	-0.33%	4,080,499	4,525	0.11%	4,031,852	△48,647	-1.19%	4,052,646	20,794	0.52%	4,037,370	△15,276	-0.38%	4,041,347	3,977	0.10%	4,035,846	△5,501	-0.14%	4,014,015	△21,831	-0.54%
西日本合計	9,443,817	△23,863	-0.25%	9,258,033	△185,784	-1.97%	9,157,644	△100,389	-1.08%	9,105,581	△52,063	-0.57%	9,061,835	△43,746	-0.48%	9,014,875	△46,960	-0.52%	8,983,517	△31,358	-0.35%	8,967,322	△16,195	-0.18%	8,813,352	△153,970	-1.72%	8,787,550	△25,802	-0.29%
全国合計	25,201,088	△168,682	-0.66%	24,869,312	△331,776	-1.32%	24,501,784	△367,528	-1.48%	24,353,258	△148,526	-0.61%	24,226,125	△127,133	-0.52%	24,102,647	△123,478	-0.51%	23,955,223	△147,424	-0.61%	23,878,294	△76,929	-0.32%	23,653,208	△225,086	-0.94%	23,506,280	△146,928	-0.62%

# 2023～2027年度石油製品需要見通し（案）

## 液化石油ガス編

令和5年3月31日

石油製品需要想定検討会

液化石油ガスワーキンググループ

# 2023～2027年度石油製品需要見通し（液化石油ガス総括表）

部門	実績		実績見込	見通し				
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
家庭業務用	5,927	6,089	6,099	6,083	6,096	5,994	5,919	5,829
		+2.7	+0.2	▲0.3	+0.2	▲1.7	▲1.3	▲1.5
工業用	3,098	2,691	2,737	2,795	2,838	2,851	2,859	2,864
		▲13.1	+1.7	+2.1	+1.5	+0.5	+0.3	+0.2
都市ガス用	1,097	1,312	1,628	1,332	1,378	1,439	1,518	1,616
		+19.6	+24.1	▲18.2	+3.5	+4.4	+5.5	+6.5
自動車用	529	551	547	504	505	495	471	449
		+4.2	▲0.7	▲7.9	+0.2	▲2.0	▲4.8	▲4.7
化学原料用	2,136	1,893	2,111	2,226	2,178	2,157	2,096	2,102
		▲11.4	+11.5	+5.4	▲2.2	▲1.0	▲2.8	+0.3
<b>需要合計 (電力用除く)</b>	<b>12,787</b>	<b>12,536</b>	<b>13,122</b>	<b>12,940</b>	<b>12,995</b>	<b>12,936</b>	<b>12,863</b>	<b>12,860</b>
		▲2.0	+4.7	▲1.4	+0.4	▲0.5	▲0.6	▲0.0
参考	電力用	0	0	0	—	—	—	—
	<b>需要合計 (電力用込み)</b>	<b>12,787</b>	<b>12,536</b>	<b>13,122</b>	—	—	—	—
		▲2.0	+4.7	—	—	—	—	—

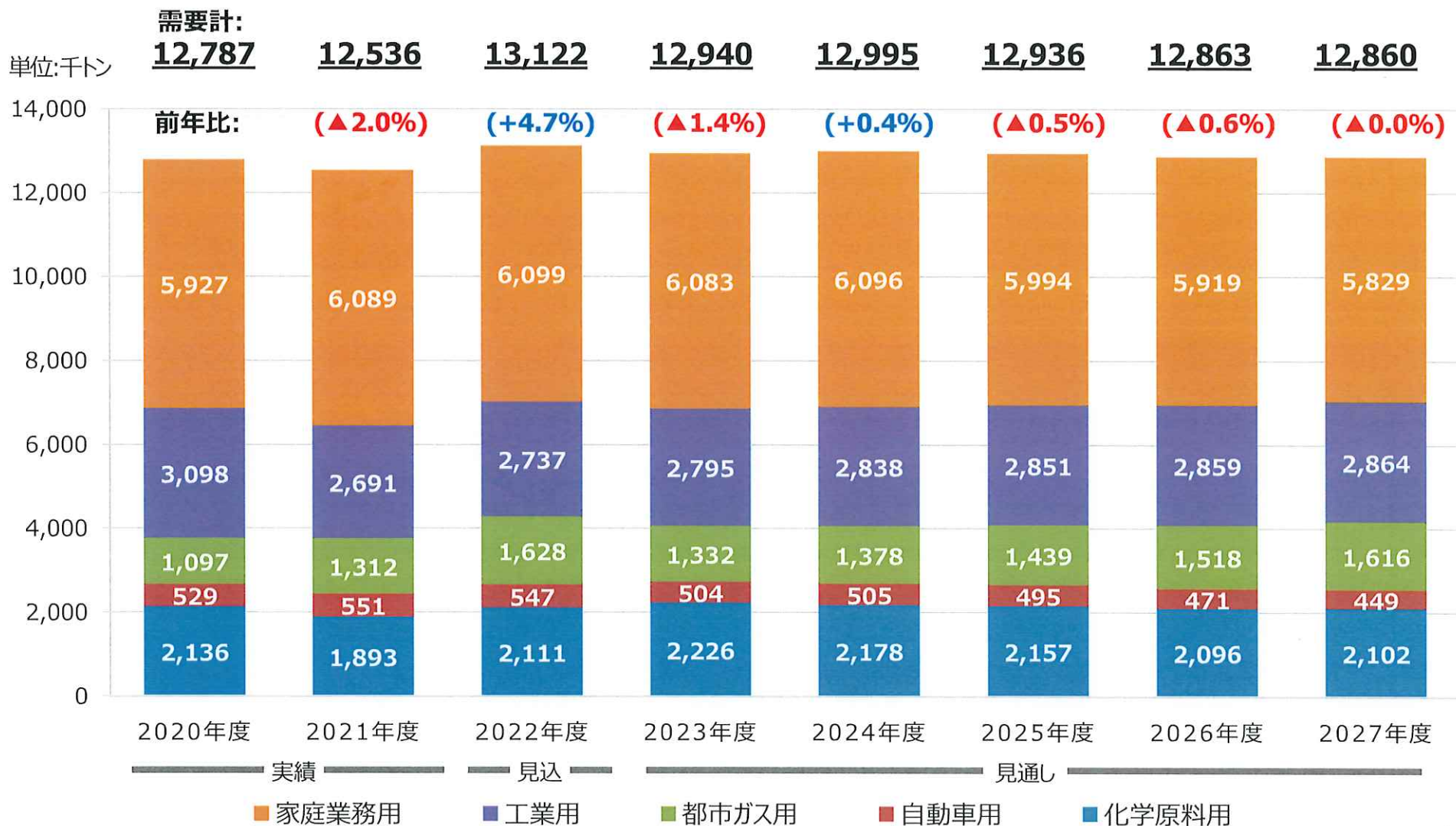
年率	全体	構成比	
2022 /2027	2022 /2027	2022年度	2027年度
▲0.9	▲4.4	46.5	45.3
+0.9	+4.6	20.9	22.3
▲0.1	▲0.7	12.4	12.6
▲3.9	▲17.9	4.2	3.5
▲0.1	▲0.4	16.1	16.3
▲0.4	▲2.0	100.0	100.0
—	—	—	—
—	—	—	—

(注1) 上段の数字は液化石油ガス内需量（千トン）、下段の数字は対前年比（%）

(注2) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、各部門を合計しても必ずしも100%とはならない。

# 2023～2027年度石油製品需要見通し（液化石油ガス全体）

- 2023年度は、液化石油ガス全体で約1,294万トンとなり、前年度比▲1.4%の減少の見通し。
- 2022～2027年度を総じてみれば、年平均で▲0.4%、全体で▲2.0%と減少の見通し。



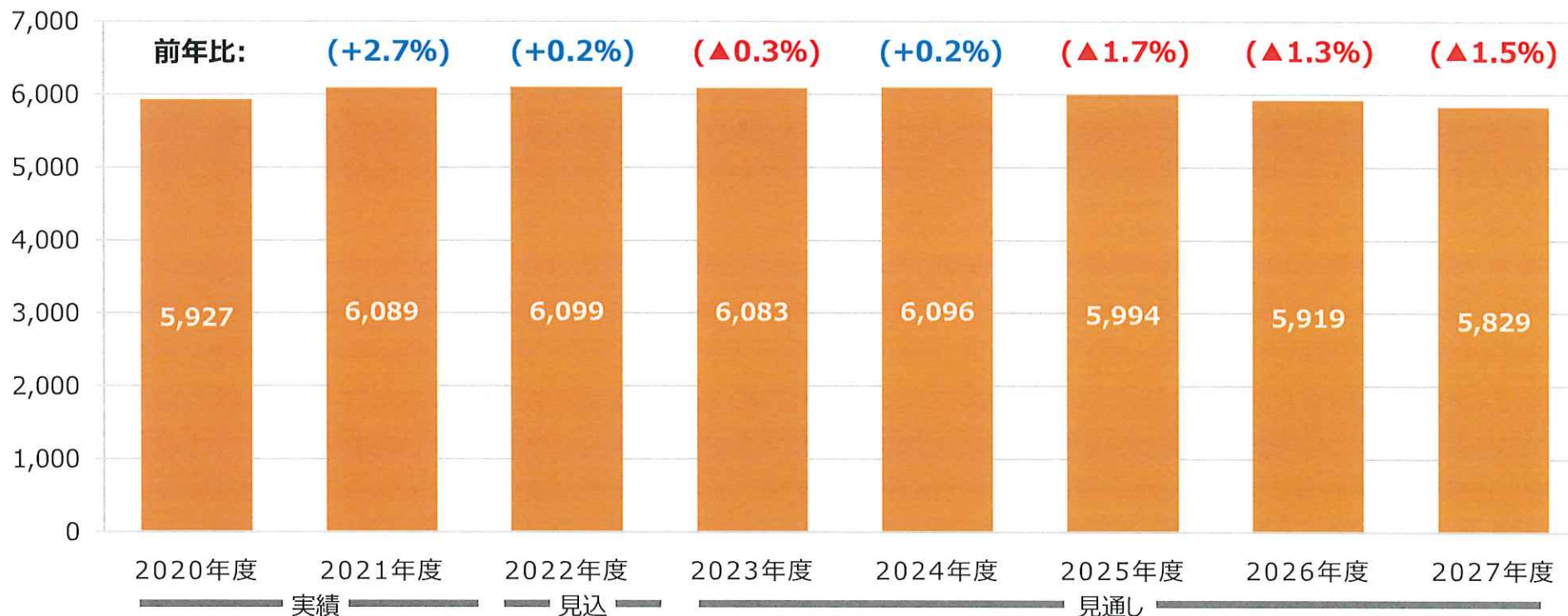
# 家庭業務用

- ① LPガス器具普及率等を加味した「LPガス世帯 家庭用需要」+
- ② 出荷台数や馬力数等から算出した「GHP(ガスヒートポンプ)需要」+
- ③ 外食産業を中心とした「業務用需要」に基づき想定



- 2023年度は年度は608万トンとなり、前年度比▲0.3%と減少の見通し。なお当該部門は、気温・水温も需要の増減に影響を与えるが、2023年度以降は平年並みで推移するものとして想定を行った。
- 2022～2027年度を総じてみれば、年平均で▲0.9%、全体で▲4.4%と減少の見通し。
  - 家庭部門では、2023年度を最後にコロナ禍による巣ごもり需要は喪失し、LPガスの世帯数減少の影響に加え、風呂釜・給湯器等各種機器の高効率化が進展すること等を背景として、需要は減少する見込み。
  - GHP部門は、機器の省エネ化・高効率化が進展するも、学校体育館への空調設置等のレジリエンス対策強化を背景として、出荷台数が増加することを想定し、需要は増加する見込み。
  - 業務用需要は、外食産業の伸び率予測等から、2024年度まで需要は増加し、その後は減少する見込み。

単位:千トン



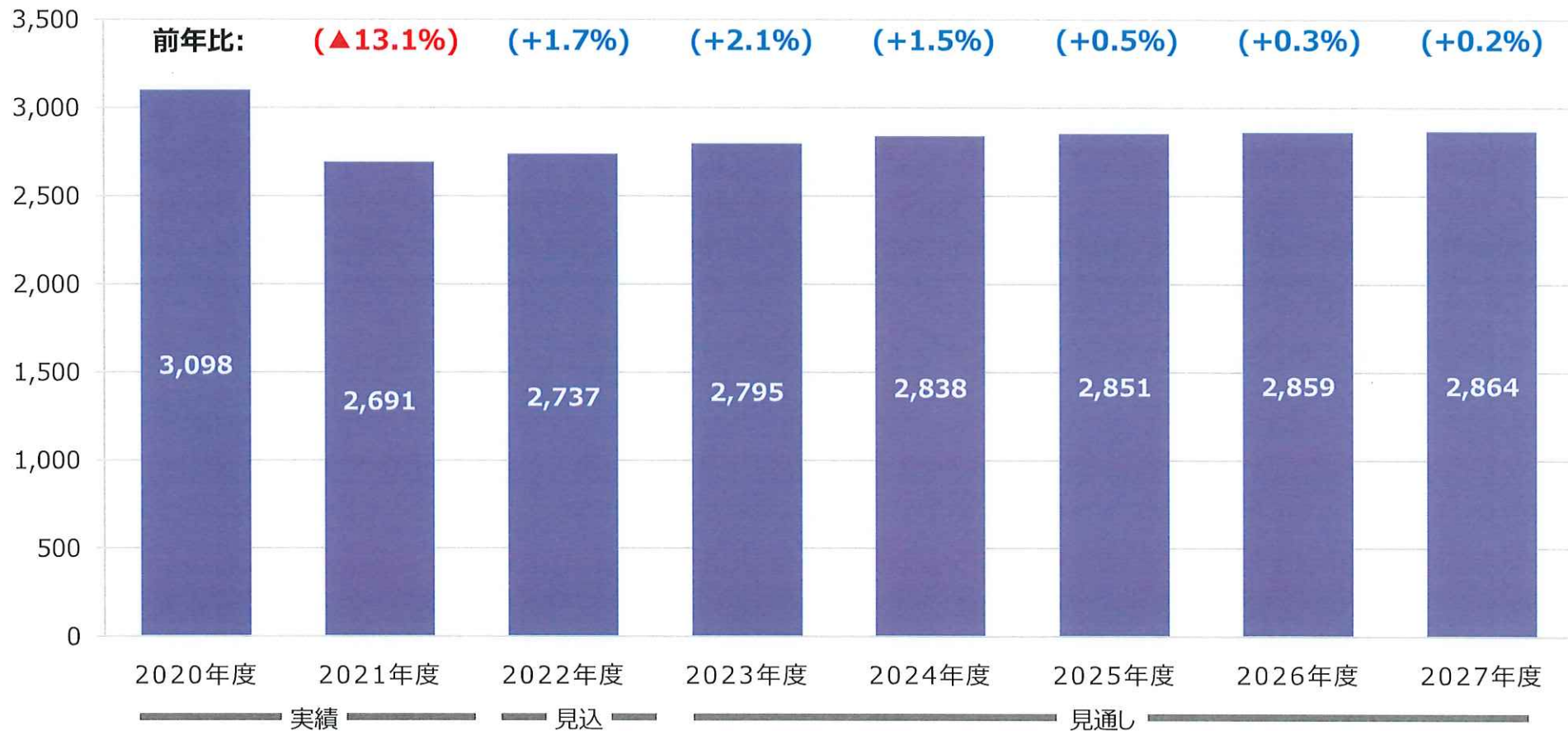
# 工業用

① 鉱工業生産指数をベースに各種調整を加えた「一般工業用需要」+  
② 納入を行う元売会社へのヒアリングによる「大口鉄鋼用需要」に基づき想定



- 2023年度は年度は280万トンとなり、前年度比 **+2.1%** と増加の見通し。
- 2022～2027年度を総じてみれば、年平均で **+0.9%**、全体で **+4.6%** と増加の見通し。
  - 一般工業用については、経済状況が堅調に推移すると想定に基づき、鉱工業生産指数に連動してLPガス需要が緩やかに増加するほか、一部A重油からの燃料転換による増加も見込まれ、全体として需要は微増で推移する見通し。
  - 大口鉄鋼用については、製鉄過程での補助的な用途で用いられ、ほぼ横ばいで推移する見通し。

単位:千トン



# 都市ガス用

「ガス事業生産動態統計調査」等を踏まえ、都市ガスの熱量規格用を満たすため、LNGに一定割合混合されるLPガスの需要量を想定



- 2023年度は年度は133万トンとなり、前年度比▲18.2%と減少の見通し。
  - 2022～2027年度を総じてみれば、年平均で▲0.1%、全体で▲0.7%と減少の見通し。
    - － 低熱量LNG輸入量の増加※1により、都市ガス用途におけるLPガスの増熱需要増加を想定。増熱用需要は、現状の都市ガスの熱量規格を基準に計算。また二重導管規制※2の緩和による未熟調ガス供給増に伴う増熱需要減も加味。
    - － 需要が突出している2022年度に関しては、ウクライナ情勢等に伴いLNGスポット価格高騰を受け、各都市ガス会社がLPガスを積極的に調達・使用された動きが考えられる。
- ※1 今後米国のシェール由来LNGの輸入量が拡大する見込み。これらは成分のほとんどを低熱量のメタン・エタン留分で組成されており、増熱用LPガスの需要が増加する見通し。なお2022年度は、米国産LNGの欧州への輸出増等に伴い、本邦への輸入量は減少。次年度以降は徐々に増加する見込み。
- ※2 既設のガス導管がある場合に、後からのガス導管敷設を規制。

単位:千トン

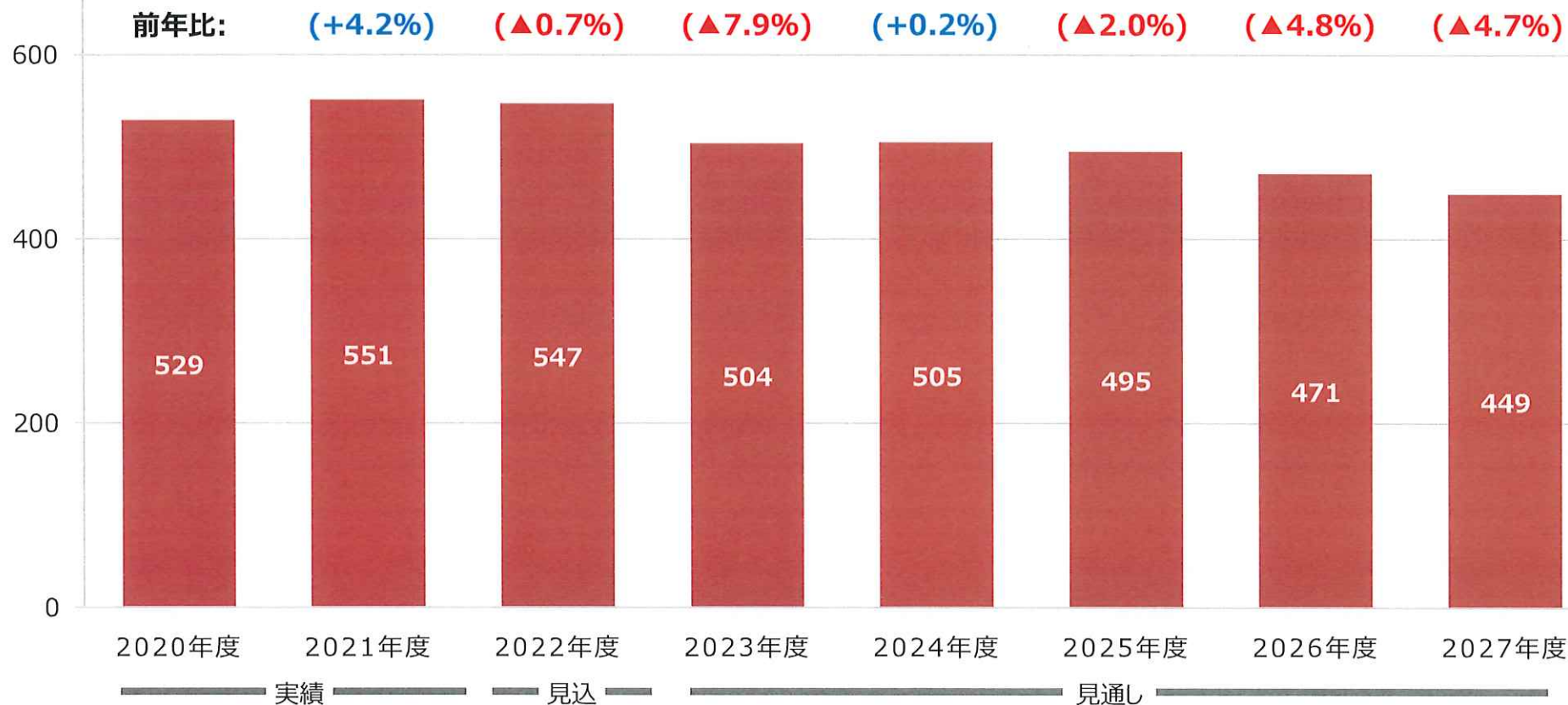


# 自動車用 「LPガス自動車(タクシー・貨物車等)の台数」×「燃料消費量」に基づき想定

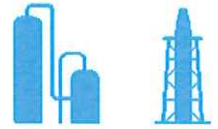


- 2023年度は50万トンとなり、前年度比▲7.9%と減少の見通し。
- 2022～2027年度を総じてみれば、年平均で▲3.9%、全体で▲17.9%と減少の見通し。
  - － タクシー・貨物車等を中心としたLPガス自動車台数は、継続的に減少することを想定。
  - － タクシーは、コロナ禍で低下した実働率が徐々に回復していくことを想定。また台数は適正水準に近づくことにより、減少数は鈍化。燃費効率に優れるLPGハイブリッド車やバイフューエル車の普及により、車齢の高い車両から徐々に置き換わるものと想定。車両の燃費改善は継続的に進行していく見込み。

単位:千トン

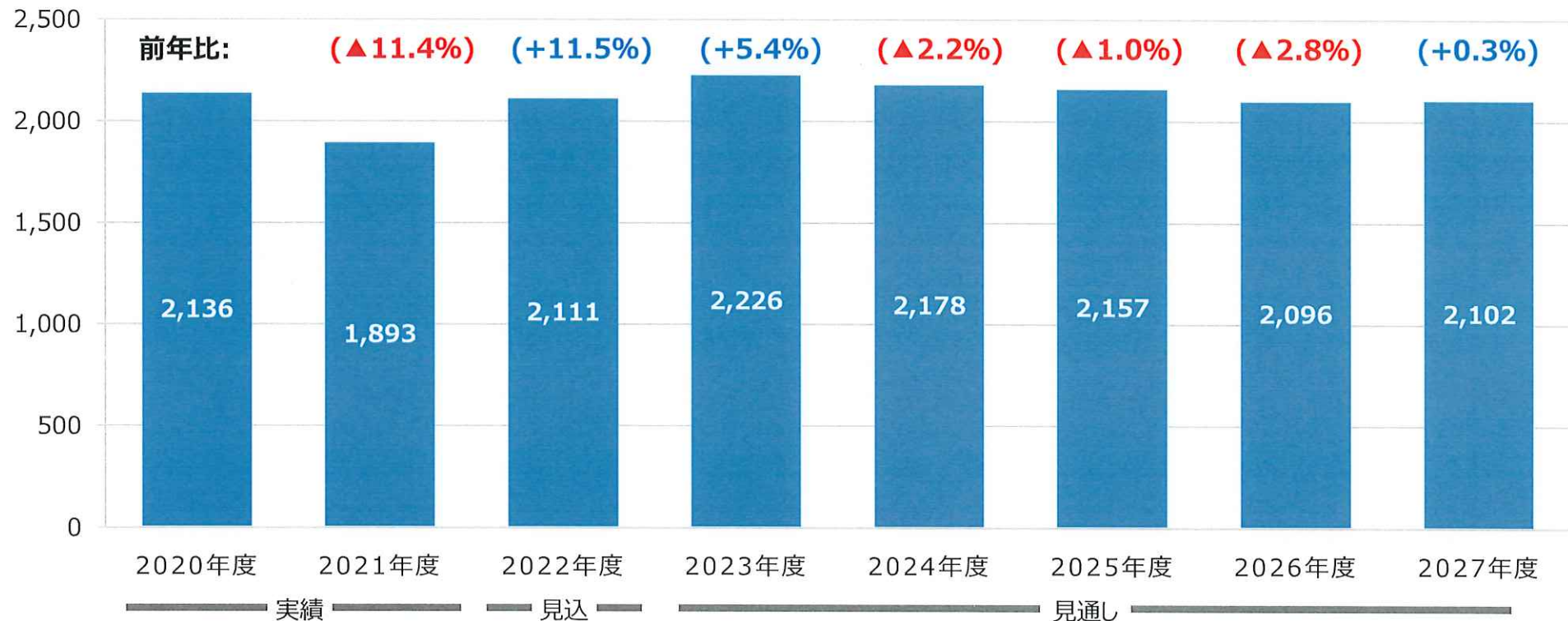


# 化学原料用 「エチレン用」+「プロピレン用」+「無水マレイン酸用」+「その他」に基づき想定



- 2023年度は223万トンとなり、前年度比 +5.4%と増加の見通し。
- 2022～2027年度を総じてみれば、年平均で▲0.1%、全体で▲0.4%と減少の見通し。
  - 2022年度は国内のエチレン生産が低迷するも、主原料であるナフサの価格が原油価格と共に連れ高となったことで、代替原料であるLPガスの需要は増加。2023年度にはエチレン生産量も回復し、その後緩やかに減少する予測の中、エチレン原料としてのLPガスは、同程度の使用比率を維持することで、エチレン生産量に準じた傾向での推移を見込む。
  - プロピレン用として利用されるLPガスについては、石油の二次装置において生産されるLPガス(FCCプロピレン)が利用されるが、将来的には石油製品の需要減に応じて生産量の減少が見込まれることから、需要量も漸減することを想定。
  - 全体としては、需要は2023年度をピークに緩やかな減少傾向で推移することを見込む。

単位:千トン



## 【参考】前回想定（2022～2026年度）との比較

		実績見込 (昨年度は見通し)	見通し				
		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
家庭業務用	本年度需要見通し	6,099	6,083	6,096	5,994	5,919	5,829
	昨年度需要見通し	6,024	5,985	5,895	5,803	5,694	
	【本年度】 - 【昨年度】	+75	+98	+201	+191	+225	
工業用	本年度需要見通し	2,737	2,795	2,838	2,851	2,859	2,864
	昨年度需要見通し	2,749	2,763	2,780	2,794	2,810	
	【本年度】 - 【昨年度】	▲12	+32	+58	+57	+49	
都市ガス用	本年度需要見通し	1,628	1,332	1,378	1,439	1,518	1,616
	昨年度需要見通し	1,244	1,310	1,389	1,461	1,521	
	【本年度】 - 【昨年度】	+384	+22	▲11	▲22	▲3	
自動車用	本年度需要見通し	547	504	505	495	471	449
	昨年度需要見通し	518	513	508	503	499	
	【本年度】 - 【昨年度】	+29	▲9	▲3	▲8	▲28	
化学原料用	本年度需要見通し	2,111	2,226	2,178	2,157	2,096	2,102
	昨年度需要見通し	2,736	2,763	2,712	2,684	2,621	
	【本年度】 - 【昨年度】	▲625	▲537	▲534	▲527	▲525	
需要合計 (電力用を除く)	本年度需要見通し	13,122	12,940	12,995	12,936	12,863	12,860
	昨年度需要見通し	13,271	13,334	13,284	13,245	13,145	
	【本年度】 - 【昨年度】	▲149	▲394	▲289	▲309	▲282	

(注1) 数字は液化石油ガス内需量（千トン）、下段の数字は対前回差。

(注2) 四捨五入等の関係により数値の合計が合わない場合がある。

## 【参考】中長期の需給動向に影響する事項

### ● IMO（国際海事機関）による硫黄分規制の強化

- 2020年1月より導入されている硫黄分規制強化を踏まえ、内航海運・旅客船等においても、
  - ①高硫黄C重油から低硫黄油種への切替え、
  - ②高硫黄C重油を使いつつ、脱硫装置（スクラバー）を使用、
  - ③LNG等の代替燃料への切替えのいずれかの対応が求められる。
- 中長期的には、LNG・LPGを動力とした船舶の導入も一定程度進むことが予想される。
- 新規造船や既存船の改造によって、外航船から先行して開発が見込まれ、竣工後は国内外で給油を行うことから、一定量の内需・外需が見込まれるが現時点において具体化していない。
- 同様に将来的にLPG燃料の内航船およびフェリー等が開発・導入されれば、こちらは給油全量が内需となるものの、現時点において具体化していない。
- 上記までより、現状で当該要素の見通しを立てることが困難であることから、今般の想定には加えていない。

### ● 二重導管規制の緩和措置

- 本年度の需要見通しでは二重導管規制の緩和による未熱調ガス供給増に伴う増熱需要減は加味されているところ。
- 事業者の競争状況によっては、LPガスにて増熱している都市ガスの販売量が減少し、増熱していない天然ガスの販売量が増加することで、増熱用（都市ガス用）LPガス需要が減少する可能性がある。

沖縄県需要開発状況（燃焼器具交換・安全機器普及状況等調査報告書より）

西暦	和暦	業務用	共同住宅	一般住宅	計	GHP	エネファーム	ハイブリッド 給湯器	エコジョーズ	Siセンサー コンロ	ガス浴室乾燥 暖房機	LP⇒ オール電化	オール電化⇒ LP	LP⇒ 都市ガス	都市ガス⇒ LP
2022	令和4年度	21,794	310,053	205,629	537,476	76	15	15	2,369	10,065	193	499	148	19	57
2021	令和3年度	22,337	306,771	212,006	541,114	74	10	1	2,699	10,949	98	622	100	20	17
2020	令和2年度	21,615	298,083	216,040	535,738	159	4	28	3,780	18,663	176	616	108	18	24
2019	令和元年度	22,469	296,007	219,939	538,415	29	1	25	3,523	9,054	193	482	102	26	21
2018	平成30年度	22,867	277,256	244,401	544,524	40	0	40	2,742	8,545	174	591	110	21	34
2017	平成29年度	22,149	275,931	226,228	524,308	64	3	13	2,853	8,913	190	483	80	29	37
2016	平成28年度	22,010	270,875	226,461	519,346	48	0	434	1,701	9,093	217	514	70	107	45
2015	平成27年度	20,974	255,269	224,846	501,089	69	0	25	1,370	9,903	-	741	66	28	31
2014	平成26年度	20,431	260,207	220,856	501,494	86	0	0	1,046	9,566	-	865	39	11	135
2013	平成25年度	19,077	243,482	224,852	487,411	84	2	1	988	11,114	-	1107	43	84	62
2012	平成24年度	18,765	240,015	226,283	485,063	83	1	-	1,591	9,670	-	1343	25	215	84
2011	平成23年度	19,496	230,798	230,098	480,392	72	1	-	2,223	9,043	-	1670	71	176	176
2010	平成22年度	19,642	222,645	233,779	476,066	-	16	-	700	9,936	-	1609	63	189	229
合計						884	53	582	27,585	134,514	1,241	11,142	1,025	943	952

ハイブリッド給湯器 2016年(434台)は間違いと思われる。

自然災害に備えた  
「LPガス貯蔵設備及び対応設備の常設について」  
(市町村への要請)

災害対策・需要開発運動の一環として、市町村の公共施設、病院・避難所等への「LPガス貯蔵設備及び対応設備の常設について」、継続的に取り組みしたいと考えております。部会委員会でのご検討をお願い致します。

1. 要請文・・・・・・・・別紙
2. 訪問先・・・・・・・・各市町村防災担当課、病院関係、その他必要と思われる施設
3. 訪問者・・・・・・・・部会委員並びに各卸元でご対応戴きたいと考えております。
4. 市町村の割振り・・令和4年度の割振りと同じで考えております。
5. 訪問時期・・・・・・・・市町村と日程調整をお願い致します。

※日程が決まりましたら協会にもご連絡下さい。出来るだけ同行したいと考えております。

※災害バルク等補助金関係については、  
一般社団法人エルピーガス振興センターホームページでご確認下さい。

令和5年 月

各市町村防災担当課 御中

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会  
(公印省略)

～災害時における指定避難所等へのLPガス供給について～  
(お願い)

LPガスは、県内全市町村の家庭用・業務用・産業用等 約56万戸に供給する必要不可欠なエネルギーであります。

また、LPガスは国が定める第6次エネルギー基本計画においても、「最後の砦」として、平時のみならず緊急時のエネルギー供給に貢献する重要なエネルギー源と位置付けられております。

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会では、沖縄県を始めとする各市町村(一部除く)とLPガス供給に関する協定を結んでおります。また、協定締結の有無にかかわらず、災害時には、県民の生命財産を守るためにもご協力させて頂きたいと考えております。

つきましては、下記内容についてご対応下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 指定避難所におけるエネルギー供給状況等の把握

各市町村防災担当課におかれましては、ご自身の市町村における病院・指定避難所等へのエネルギー供給状況を含め以下について、事前に把握下さいますようお願い致します。また、定期的にLPガス供給事業者との連絡会議並びに訓練の実施をお願い致します。

- ① 「エネルギー供給状況の把握」(LPガス・都市ガス・オール電化)
- ② 「LPガス供給事業者の把握と連携」
- ③ 「LPガス容器貯蔵量の把握」
- ④ 「設置されているLPガス機器の把握」(コンロ・湯沸し器・GHP・発電機…)
- ⑤ 「メンテナンス事業者との連携」
- ⑥ 「LPガス供給事業者との定期的な連絡会議並びに訓練の実施」
- ⑦ その他必要と思われる事項

次頁へ続く

## 2. 自然災害に備えた「LPガス貯蔵設備及び対応設備の常設」について

実際の災害において、市町村から指定避難所・病院等へ、LPガス並びにLPガス機器の供給支援要請があった場合、全てをまかなうことは実質不可能と考えます。各市町村の防災担当課におかれましては、指定避難所・病院等へ補助金を活用し、平時からLPガス設備を導入いただき、ご利用いただくことで災害時にも、即対応できるようご検討をお願い致します。

- ① 「LPガス災害用バルク」
- ② 「LPガス発電機」
- ③ 「LPガス空調（GHP）」
- ④ 「炊き出し用釜」
- ⑤ その他

## 3. 市町村における避難所設営の訓練について

- ① 現在設置されているLPガス並びにLPガス機器の活用について
  - ・学校等で既にLPガスが供給されている場合は、現在あるLPガス、設置されている機器（家庭科室のコンロなど）のご活用をご検討お願い致します。
  - ※安全装置が付いていない古いコンロが設置されている場合は、安全装置の付いたSiセンサーコンロへ交換をお願い致します。
- ② LPガス並びにLPガス機器を設置する場合
  - ・LPガス供給事業者は、指定避難所リーダー（役所・自治会・防災士…等）立会いのもと、LPガス設備等の設置・安全確認を行い指定避難所リーダーへ引継ぎを行います。指定避難所リーダーは責任を持って、二次災害が起こらないよう安全管理をお願い致します。
  - ・なお、訓練終了後はLPガス設備等の撤去についても、指定避難所リーダー立会いのもと撤去を行います。

### 本件に対してのお問合せ

事務局 （一社）沖縄県高圧ガス保安協会 有銘・又吉・宮城  
住 所 那覇市字小禄 1831-1（沖縄産業支援センター403-1）  
連絡先 TEL098-858-9562

## 市町村防災担当者一覧

令和5年4月1日現在

No	市町村名	担当課(室)名	電話番号	F A X	課(室)長名	防災担当		担当卸
						氏名	内線番号	
01	那覇市	防災危機管理課	098-861-1102	098-862-0614	屋良 剛	与座 リサ	2023	マルキ産業
02	宜野湾市	防災危機管理室	098-892-3151	098-892-7022	本永 貴也	生田 智也	1311	りゅうせき
03	石垣市	総務部防災危機管理課	0980-87-5533	0980-83-1427	具志堅 広一	後上里 友晴	1132	八重山支部
04	浦添市	防災危機管理課	098-876-1190	098-879-0290	嵩原 尚紀	島 幸市	5931	神崎ガス工業
05	名護市	総務課	0980-53-1420	0980-54-0811	総務課	山名 裕也	208	りゅうせき
06	糸満市	秘書防災課	098-840-8245	098-840-8112	新垣 孝	大城 旭・大城 啓太	3041	具志頭給油所
07	沖縄市	総務部防災課	939-7773	934-0665	比嘉 賢二	棚原 憲明	2349	ひまわりガス
08	豊見城市	総務企画部 総務課	098-850-8165	098-850-5343	上原 元樹	萩原 健介	4954	白石
09	うるま市	危機管理課	098-979-6760	098-979-7340	座喜味 達也	山城 洋文	1353	互惠石油ガス
10	宮古島市	防災危機管理課	0980-73-1961	0980-73-1645	仲地 一政	川満 秀誉	2491	宮古支部
11	南城市	総務課	098-917-5378	098-917-5424	新垣 郷太	島袋 裕貴	3132	エッカ石油
12	国頭村	総務課	0980-41-2101	0980-41-5910	山城 修	小川 太史	216	協同ガス・J A
13	大宜味村	総務課	0980-44-3001	0980-44-3139	宮城 豊	安里 瞬	122	協同ガス・J A
14	東村	総務財政課	0980-43-2201	0980-43-2457	宮田 健次	宮城 智治		協同ガス・J A
15	今帰仁村	総務課	0980-56-2101	0980-56-2177	仲村 美奈子	仲里 洋平	203	協同ガス・J A
16	本部町	総務課	0980-47-2101	0980-47-4576	仲宗根 章	比嘉 貴哉	201	りゅうせき
17	恩納村	総務課	098-966-1200	098-966-2779	総務課	島袋 啓太	207	協同ガス・J A
18	宜野座村	総務課	098-968-5111	098-968-5037	城間 真	松田 聖希		協同ガス・J A
19	金武町	総務課	098-968-2111	098-968-2475	知念 久	伊波 朝親	210	協同ガス・J A
20	伊江村	総務課	0980-49-2001	0980-49-2003	西江 忍	山城 諒	152	協同ガス・J A
21	読谷村	総務課	098-982-9201	098-982-9202	知花 正	大城 執	312	マルキ産業
22	嘉手納町	総務課	098-956-1111(内線224)	098-956-9508	金城 悟	喜屋武 涉	224	マルキ産業
23	北谷町	基地・安全対策課	098-982-7753	098-936-7474	金城 睦彦	宮里 円・當山 二幸	1413	マルキ産業
24	北中城村	総務課	098-935-2233	098-935-3488	喜納 克彦	伊佐 常倫	213	白石
25	中城村	総務課	098-895-2131	098-895-3048	大湾 朝也	荷川取 司	213	白石
26	西原町	環境安全課	098-945-5018	098-946-6086	翁長 正一郎	宮平 和樹	3701	エッカ石油
27	与那原町	生活環境安全課	098-945-4688	098-946-6074	金城勝治	新垣 倫	3402	協同ガス・J A
28	南風原町	総務課	098-889-4415	098-889-7657	仲村兼一	津波古充晃	1324	エッカ石油
29	渡嘉敷村	総務課	098-987-2321	098-987-2560	新垣 聡	西田大河		りゅうせき
30	座間味村	総務課	098-987-2311	098-987-2002	松田 力	辻井 力斗	113	りゅうせき
31	粟国村	総務課	098-988-2016	098-988-2206	糸刈 洋一	玉寄 武		協同ガス・J A
32	渡名喜村	総務課	098-989-2002	098-989-2197	総務課	比嘉 淳一		りゅうせき
33	南大東村	総務課	09802-2-2001	09802-2-2669	浅沼 悟	田仲 康治	121	協同ガス・J A
34	北大東村	総務課	09802-3-4001	09802-3-4406	屋嘉比 武利	知花 薫	113	協同ガス・J A
35	伊平屋村	総務課	0980-46-2001	0980-46-2956	東江 輝明	宮里 幸四郎	105	協同ガス・J A
36	伊是名村	総務課	0980-45-2001	0980-45-2467	諸見直也	諸見川健次	115	協同ガス・J A
37	久米島町	総務課	098-985-7121	098-985-7080	幸地 伸也	浜元 敏明		エッカ・協同ガス
38	八重瀬町	総務部 総務課	098-998-2200	098-998-4745	上江洲直樹	野原康也	2207	エッカ石油
39	多良間村	総務財政課	0980-79-2011	0980-79-2120	来間 玄次	山城 忠俊		協同ガス・J A
40	竹富町	防災危機管理課	0980-82-1109	0980-83-3119	佐加伊 勲	宇根 啓士郎	3503	八重山支部
41	与那国町	総務課	0980-87-2241	0980-87-2079	村本浩利	田島政之		協同ガス・J A

## 資料3

沖高保発第5-23号  
令和5年6月6日

L P ガス部会関係各位

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会  
L P ガス部会 部会長 島袋博文

### 家庭用 L P ガス料金の支援について

～ L P ガス販売事業者様へのお願い～

みだしの件について、地方創生臨時交付金を活用しました L P ガス料金上昇抑制に向けた取組みとして、沖縄県でも家庭用 L P ガス料金 1,800 円 (月額 300 円×4 月～9 月分) を 10 月分のガス料金から差し引くことについて、6 月 13 日開会予定の県議会定例会で議案提出されます。

詳しくは、議会承認後 対象施設・実施方法等具体的内容が示されますが、国の補助金を活用するため、L P ガス販売事業者は支援を行うにあたり、以下の実施が求められます。

改めて、沖縄県と日程調整し L P ガス販売事業者の皆様へ、早めの説明会を開催したいと考えております。

各卸の皆様にかれましては、傘下の L P ガス販売事業者の皆様へ周知頂くとともに、各 L P ガス販売事業者様の委託契約締結等円滑な実施に向け、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、L P ガス業界として、全ての L P ガス販売事業者の皆様がご理解いただきご対応下さいますよう重ねてお願い申し上げます。

(L P ガス支援を行うにあたり、予想される販売事業者が実施する内容)

- ① 委託契約の締結
- ② 請求書で国の補助金による 1,800 円を差し引いたことの明記
- ③ 沖縄県への実績報告
- ④ 2ヶ年間の保管義務
- ⑤ 請求書を発行するにあたって、一部システムの変更等
- ⑥ その他

本件へのお取合せ 協会事務局 有銘・又吉 TEL 098-858-9562

2022年11月7日公布 国土交通省告示第1105号1106号より

# 沖縄県における 改正省エネ法への対応について

## 省エネ法の適合義務について

「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」が令和4年6月17日に公布されました。それに伴い令和4年11月7日に下記の『仕様基準』『誘導基準』が公布されましたが、ここに8地域にとって大きな問題があります。

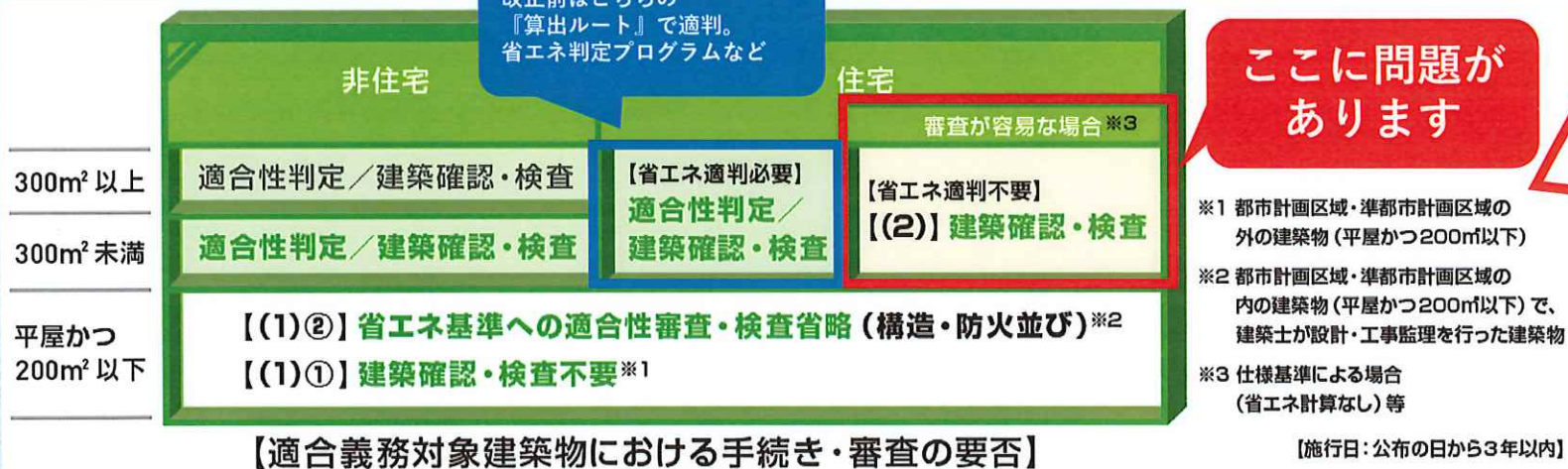
### 【建築主の性能向上努力義務】

交付より3年以内に施行



2025年を目途に  
現行の『省エネ基準』  
以上の性能に適合する  
事が義務化されます。  
更に『省エネ基準』の  
必要レベルを引き上げ

改正前はこちらの  
『算出ルート』で適判。  
省エネ判定プログラムなど



上記の通り、適合確認の工数が増加するため、判定を容易にするため『仕様基準』での確認が可能になりました。同時に上位省エネは『誘導基準』が設定されました。算出法は従前通り残る。

## 仕様基準 省エネ基準、誘導基準について

### 省エネ基準のこれから — 誘導基準の位置付け

令和4(2022)年6月17日に公布された改正建築物省エネ法により、2025年には省エネ基準の全面的な適合義務化が行われます。また、2030年までにより高い水準の省エネ性能(現行の誘導基準)を目指すことが求められており、今後、省エネ基準の引き上げが予定されています。

2025年の省エネ基準への適合義務化においても本ガイドブックで紹介する仕様基準によって省エネ基準への適合を確認可能とされています(この場合は省エネ適合性判定は不要となります)。また、省エネ基準の引上げ後は、ガイドブック(誘導基準編)の誘導基準を省エネ基準と読み替えることができる予定です。



下記の仕様基準を満たすと省エネ計算無しで適合判断が可能。

順次求められるレベルがあがり、2025年には『省エネ基準』が適合義務になる。そして、現状ZEHレベルの『誘導基準』が現行の省エネ基準と同じ位置づけとなる。

### 省エネ基準 (現行)

Documents related to current energy efficiency standards:

- 国交省告示1105号 (Ministry Order No. 1105)
- 省エネ基準ガイド (Energy Efficiency Standard Guide)
- 省エネ基準チェック表 (Energy Efficiency Standard Check Sheet)

2025年  
適合義務  
2030年頃  
廃止

### 誘導基準

Documents related to guidance standards:

- 国交省告示1106号 (Ministry Order No. 1106)
- 誘導基準ガイド (Guidance Standard Guide)
- 誘導基準チェック表 (Guidance Standard Check Sheet)

現行  
ZEHレベル基準  
2030まで  
省エネ基準化  
以降  
適合義務 (想定)

# 省エネ基準 【8地域】詳細 2025年に適合義務となる仕様基準

(5) 単位住戸に採用する給湯設備（排熱利用設備を含む。）が、地域の区分に応じ、次の表に掲げる事項に該当するもの又は算出方法等に係る事項に定める算出方法を用いる方法においてこれと同等以上の評価となるものであること。

地域の区分	
1、2、3及び4	5、6、7及び8
次のイからハまでのいずれかに該当するもの	次のイからハまでのいずれかに該当するもの
イ 石油給湯機であって、日本産業規格S2075に規定するモード熱効率が81.3%以上であるもの	イ 石油給湯機であって、日本産業規格S2075に規定するモード熱効率が77.8%以上であるもの
ロ ガス給湯機であって、日本産業規格S2075に規定するモード熱効率が83.7%以上であるもの	ロ ガス給湯機であって、日本産業規格S2075に規定するモード熱効率が78.2%以上であるもの
ハ 二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )が冷媒として使用された電気ヒートポンプ給湯機であって、日本産業規格C9220に規定するふろ熱回収機能を使用しない場合の年間給湯保温効率又は年間給湯効率が、地域の区分に応じ、次に掲げる基準値以上であるもの	ハ 二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )が冷媒として使用された電気ヒートポンプ給湯機
(イ) 1の地域 3.5 (ロ) 2の地域 3.2 (ハ) 3の地域 3.0 (ニ) 4の地域 2.9	

国交省告示1105号より抜粋

チェック表では『エコフィール／エコジョーズ』を条件として記載

## 【8地域】省エネ基準ガイドブックより抜粋

本ガイドブックで紹介する省エネ基準（仕様基準）は、住宅ローン減税の省エネ基準適合住宅の基準及び住宅品確法<sup>※3</sup>に基づく住宅性能表示制度における断熱等性能等級4<sup>※4</sup>及び一次エネルギー消費量等級4<sup>※5</sup>に対応しています。

<b>チェックリストの活用例</b>  <small>注）申請図書としての利用については各住宅性能評価機関等の取扱いによります</small>	▶ 説明義務を履行するための省エネ基準適合の確認、建築主への説明資料
	▶ 【フラット35】における設計検査の申請図書の一部（別途基準あり） — 2023年4月から省エネ基準を要件化 —
	▶ 建築物省エネ法に基づくBELS評価の申請図書の一部（別途基準あり） <sup>注</sup>
	▶ 住宅品確法に基づく住宅性能評価の申請図書の一部（別途基準あり） <sup>注</sup>

※1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

※2 建築物エネルギー消費性能基準

※3 住宅の品質確保の促進等に関する法律

※4 別途、結露防止対策の基準に適合することが必要

※5 別途、断熱等性能等級4の基準（結露防止対策の基準を除く）

又は仕様基準1（外皮性能）の基準に適合することが必要

## 【8地域】省エネ基準適合チェック表より抜粋

<b>給湯設備</b> <small>右記のいずれかを選択</small>	<input type="checkbox"/> 石油潜熱回収型給湯機 【エコフィール】 <input type="checkbox"/> ガス潜熱回収型給湯機 【エコジョーズ】 <input type="checkbox"/> 電気ヒートポンプ給湯機【エコキュート】
--	--

## 【8地域】省エネ基準ガイドブックより抜粋

<b>給湯設備</b>	以下のいずれか ●石油給湯機であって JIS S2075 に規定するモード熱効率が77.8%以上であるもの ●ガス給湯機であって JIS S2075 に規定するモード熱効率が78.2%以上であるもの ●二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )が冷媒として使用された電気ヒートポンプ給湯機
-------------	---

# 誘導基準 【8地域】詳細 2030まで省エネ基準、将来適合基準（想定）となる仕様基準

(5) 単位住戸に採用する給湯設備（排熱利用設備及び浴槽を含む。）が、次のイ及びロのいずれにも該当するもの又は算出方法等に係る事項に定める算出方法を用いる方法においてこれと同等以上の評価となるものであること。

イ 次の(イ)から(ハ)までのいずれかに該当するもの

(イ) 石油給湯機であって、日本産業規格S2075に規定するモード熱効率が84.9%以上であるもの（地域の区分のうち8の地域に存する単位住戸に採用されるものを除く。）

(ロ) ガス給湯機であって、日本産業規格S2075に規定するモード熱効率が86.6%以上であるもの（地域の区分のうち8の地域に存する単位住戸に採用されるものを除く。）

(ハ) 二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）が冷媒として使用された電気ヒートポンプ給湯機であって、日本産業規格C9220に規定するふる熱回収機能を使用しない場合の年間給湯保温効率又は年間給湯効率が3.3以上であるもの

ロ 次の(イ)から(ハ)までのいずれにも該当するもの

(イ) 給湯機の配管がヘッダー方式であって、ヘッダーから分岐する全ての配管の呼び径が13A以下であるもの

(ロ) 浴室シャワー水栓として手元止水機構及び小流量吐水機構が設けられた節湯水栓を用いるもの

(ハ) 高断熱浴槽を採用するもの

国交省告示1106号より抜粋

**8地域の誘導基準においては  
JIS3.3以上エコキュートのみ  
仕様基準として認められる  
(5~7地域はエコジョーズ以上で適合する)**

## 【8地域】誘導基準ガイドブックより抜粋

本ガイドブックで紹介する誘導基準（仕様基準）は、以下の基準に対応しています。

- ① 住宅ローン減税のZEH水準住宅の基準
- ② 住宅品確法<sup>※3</sup>に基づく住宅性能表示制度における断熱等性能等級5<sup>※4</sup>及び一次エネルギー消費量等級6<sup>※5</sup>
- ③ 長期優良住宅法<sup>※6</sup>に基づく長期使用構造等の基準における断熱等性能等級5<sup>※4</sup>及び一次エネルギー消費等級6<sup>※5</sup>
- ④ エコまち法<sup>※7</sup>に基づく認定基準のうち省エネルギー性能に関する基準

<b>チェックリストの活用例</b>  <small>注）申請図書としての利用については各住宅性能評価機関等の取扱いによります</small>	▶ 説明義務を履行するための誘導基準等への適合の確認、建築主への説明資料
	▶ 【フラット35】における設計検査の申請図書の一部（別途基準あり） — 2023年4月から省エネ基準を要件化 —
	▶ 建築物省エネ法に基づくBELS評価の申請図書の一部（別途基準あり） <sup>注</sup>
	▶ 住宅品確法に基づく住宅性能評価の申請図書の一部（別途基準あり） <sup>注</sup>
	▶ 長期優良住宅法及びエコまち法に基づく認定基準への適合性審査の申請図書の一部（別途基準あり） <sup>注</sup>

- ※1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ※2 建築物エネルギー消費性能誘導基準
- ※3 住宅の品質確保の促進等に関する法律
- ※4 別途、結露防止対策の基準に適合することが必要
- ※5 別途、断熱等性能等級5の基準（結露防止対策の基準を除く）又は誘導仕様基準1(外皮性能)の基準に適合することが必要
- ※6 長期優良住宅の普及の促進に関する法律
- ※7 都市の低炭素化の促進に関する法律

## 【8地域】誘導基準チェック表より抜粋

給湯設備	<input type="checkbox"/> 電気ヒートポンプ給湯機【エコキュート】のJIS効率3.3以上のもので、分岐後の全ての配管径が13A以下のヘッダー方式、浴室シャワー水栓に手元止水機構及び小流量吐水機構を有する節湯措置、高断熱浴槽の採用をしているもの
------	--

## 【8地域】誘導基準ガイドブックより抜粋

給湯設備	<p>以下の(イ)及び(ロ)のいずれにも該当するもの</p> <p>(イ) 二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）が冷媒として使用された電気ヒートポンプ給湯機であって、JISC9220に規定するふる熱回収機能を使用しない場合の年間給湯保温効率又は年間給湯効率が3.3以上であるもの</p> <p>(ロ) 以下のいずれにも該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 給湯機の配管がヘッダー方式であってヘッダーから分岐する全ての配管の呼び径が13A以下であるもの</li> <li>● 浴室シャワー水栓として手元止水機構及び小流量吐水機構が設けられた節湯水栓を用いるもの</li> <li>● 高断熱浴槽を採用するもの</li> </ul>
------	--

## 誘導基準の適合判断の流れと給湯器の種類について

国交省告示1106号より抜粋

(5) 単位住戸に採用する給湯設備（排熱利用設備及び浴槽を含む。）が、次のイ及びロのいずれにも該当するもの又は算出方法等に係る事項に定める算出方法を用いる方法においてこれと同等以上の評価となるものであること。

『算出方法等に係る事項に定める算出方法を用いる方法』という事は告示265号、告示266号が該当する。つまり

ハイブリッド、エネファーム  
太陽熱温水器などは**算出ルートで適合判断する必要がある。**  
(全国地域区分問わず)

ここでも  
電化優位

	非住宅	住宅
300m <sup>2</sup> 以上	適合性判定／建築確認・検査	審査が容易な場合 ※3 【省エネ適判必要】 適合性判定／ 建築確認・検査
300m <sup>2</sup> 未満	適合性判定／建築確認・検査	【省エネ適判不要】 【(2) 建築確認・検査】
平屋かつ 200m <sup>2</sup> 以下	【(1)②】省エネ基準への適合性審査・検査省略（構造・防火並び）※2 【(1)①】建築確認・検査不要 ※1	

【適合義務対象建築物における手続き・審査の要否】

※1 都市計画区域・準都市計画区域の外の建築物（平屋かつ200㎡以下）  
 ※2 都市計画区域・準都市計画区域の内の建築物（平屋かつ200㎡以下）で、建築士が設計・工事監理を行った建築物  
 ※3 仕様基準による場合（省エネ計算なし）等

【施行日：公布の日から3年以内】

算出ルートにて適合判断する場合には他の給湯器も設計可能。  
 つまり、高効率ガス／石油は算出ルートでないと適合判断ができない。  
 建築側で適合判断が簡単な『仕様基準』ルートで適判することが主流になった場合、ガス／石油が選択されないことが容易に想定される。

## 改正法の内容についての認識確認（2023年6月9日現在）

2023年6月7日 IBECS 一般財団法人 住宅建築SDGS推進センター  
省エネサポートセンター（国交省管轄）に質問打電。  
改正法告示内容について『誘導基準』8地域の給湯器部分の解釈について質問。  
⇒8地域誘導基準 については記載のとおり『JIS3.3 エコキュート』のみ対象。と判断。  
告示詳細の解釈については、管轄の沖縄県にゆだねるとのこと。

2023年6月9日 沖縄県土木建築部 建築指導課指導班 金城班長、安里主任と面談  
⇒8地域誘導基準 については記載のとおり『JIS3.3 エコキュート』のみ対象。と判断。  
ただし、算入ルートであればエコジョーズ／エコフィール／エネファームなど設計可能。  
という認識で一致できた。  
(個人的な懸念点は、算出ルートで高効率給湯器が『不算入』とされた場合には打つ手がなくなる。既に改正前から沖縄の暖房は『不算入』である。)

省エネ基準については沖縄県では外皮に重点が置かれており、設備仕様についての認識はなかった。とのこと。今後も定期的な情報交換をしていくことに。  
本告示についてはこちらの問題提起通りであり、原発のない沖縄県での電化促進という現実的ではない内容になっている。沖縄県の現状と相違が大きく、沖縄の声は全く入っていない、との認識。パブリックコメントにも言及はないが、先日の説明会で違和感を訴えた質問は出ていたが、特に国交省からは認識確認のみで回答はなかったとの事。  
業界団体などからも問題をあげて欲しいとの要請。関連部署とは情報共有しておくとの事。

## 改正法に対する対応まとめ

省 エ ネ 適 合 判 断	適判手法	内容	対象給湯器（8地域）
	算出ルート	省エネ判定プログラム等を用いて適合判断を行う 専門的で実施するには知識が必要で難易度が高い	全て対象 エネファーム、ハイブリッド含む 太陽光発電設置
	仕様基準ルート	『省エネ基準』 『誘導基準』 チェックリストで適合判断を行う	
		『省エネ基準』 2025年適合義務化。 住宅ローン減税、住宅性能表示性能等級4、1次エネルギー消費量等級4に対応	高効率ガス 高効率石油 エコキュート（効率問わず）
『誘導基準』 2030年迄の省エネ基準。現状のZEH基準。将来一般化させる仕様基準 住宅ローン減税（ZEH水準）、住宅性能表示性能等級5、消費量等級6 長期優良断熱等級5、消費等級6、エコまち法 に対応。 ★各補助金などの適合基準に該当する		JIS3.3エコキュート +ハット方式+節水水栓+高断熱浴槽	

既に公布されているため、長期優良住宅や省エネ補助金なども『仕様基準』での適合判断が可能。  
住宅ローン減税についても適用されるため、簡易な『仕様基準』で高位省エネ住宅の適合判断される場合には  
全てJIS3.3エコキュートにて選択されてしまうことになる。

いかに算出ルートでガスが選択できる（23年6月現在）ことを周知できるかが課題。

2025年までに告示1106号 2-(5)-イ-(イ)及び(ロ)記載の

『地域の区分のうち8の地域に存する単位住戸に採用されるものを除く。』という文言を削除する必要がある。

## ※参考※九州地域区分

福岡県	5地域	東峰村
	6地域	北九州市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、須恵町、久山町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町(旧椎田町)、築上町(旧築城町)
	7地域	福岡市(旧福岡市(東区,西区,早良区))、福岡市(旧福岡市(博多区,中央区,南区,城南区))、志免町、新宮町、粕屋町、芦屋町
佐賀県	6地域	佐賀市(旧佐賀市、旧諸富町、旧東与賀町、旧久保田町、旧大和町、旧富士町)、佐賀市(旧川副町、旧三瀬村)、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市(旧神埼町、旧千代田町)、神埼市(旧脊振村)、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町(旧白石町、旧有明町)、白石町(旧福富町)、太良町
長崎県	6地域	佐世保市(旧佐世保市、旧字久町、旧江迎町、旧吉井町)、佐世保市(旧鹿町町、旧小佐々町)、佐世保市(旧世知原町)、松浦市、対馬市、雲仙市(旧小浜町)、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町
	7地域	長崎市(旧長崎市、旧高島町、旧野母崎町、旧三和町)、長崎市(旧香焼町)、長崎市(旧伊王島町、旧琴海町、旧外海町)、島原市(旧島原市)、島原市(旧有明町)、諫早市(旧諫早市)、諫早市(旧多良見町、旧飯盛町)、諫早市(旧森山町、旧高来町、旧小長井町)、大村市、平戸市(旧平戸市)、平戸市(旧大島村)、平戸市(旧生月町)、平戸市(旧田平町)、壱岐市、五島市、西海市(旧西彼町、旧大島町)、西海市(旧西海町、旧崎戸町、旧大瀬戸町)、雲仙市(旧国見町、旧瑞穂町、旧吾妻町、旧憂野町、旧千々石町)、雲仙市(旧南串山町)、南島原市(旧加津佐町)、南島原市(旧口之津町、旧南有馬町、旧北有馬町、旧西有家町、旧有家町、旧布津町、旧深江町)、長与町、時津町、小値賀町、新上五島町(旧若松町、旧有川町)、新上五島町(旧上五島町、旧新魚目町)、新上五島町(旧奈良尾町)
熊本県	5地域	八代市(旧泉村)、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、山都町(旧蘇揚町、旧清和村)、山都町(旧矢部町)、水上村、五木村
	6地域	八代市(旧坂本村、旧東陽村)、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市(旧山鹿市、旧鹿北町、旧鹿本町、旧鹿央町)、山鹿市(旧菊鹿町)、菊池市(旧菊池市、旧旭志村)、菊池市(旧七城町、旧泗水町)、合志市、美里町、玉東町、南関町、和水町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、益城町、甲佐町、錦町、多良木町、湯前町、相良村、山江村、球磨村、あさぎり町
	7地域	熊本市、八代市(旧八代市、旧千丁町、旧鏡町)、水俣市、宇土市、上天草市(旧大矢野町、旧松島町、旧龍ヶ岳町)、上天草市(旧姫戸町)、宇城市(旧三角町)、宇城市(旧不知火町、旧松橋町、旧小川町、旧豊野町)、天草市(旧本渡市、旧御所浦町)、天草市(旧牛深市、旧有明町、旧新和町、旧五和町、旧天草町、旧河浦町)、天草市(旧倉岳町、旧栖本町)、長洲町、嘉島町、氷川町、芦北町、津奈木町、苓北町
大分県	5地域	佐伯市(旧字目町)、由布市(旧湯布院町)、九重町、玖珠町
	6地域	大分市(旧野津原町)、別府市、中津市、日田市(旧日田市)、日田市(旧前津江村、旧中津江村、旧上津江村、旧大山町、旧天瀬町)、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市(旧杵築市、旧大田村)、杵築市(旧山香町)、宇佐市、豊後大野市(旧三重町、旧清川村、旧大野町、旧千歳村、旧犬飼町)、豊後大野市(旧緒方町、旧朝地町)、由布市(旧挾間町)、由布市(旧庄内町)、国東市、姫島村、日出町
	7地域	大分市(旧大分市、旧佐賀関町)、佐伯市(旧佐伯市)、佐伯市(旧上浦町、旧弥生町、旧米水津村)、佐伯市(旧本匠村、旧直川村、旧鶴見町、旧蒲江町)
宮崎県	5地域	椎葉村、五ヶ瀬町
	6地域	小林市(旧小林市、旧須木村)、小林市(旧野尻町)、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、美郷町、高千穂町、日之影町
	7地域	宮崎市(旧宮崎市、旧清武町、旧田野町、旧佐土原町)、宮崎市(旧高岡町)、都城市(旧都城市、旧山田町、旧高崎町)、都城市(旧山之口町、旧高城町)、延岡市、日南市(旧日南市、旧北郷町)、日南市(旧南郷町)、日向市、串間市、西都市、三股町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、門川町
鹿児島県	6地域	伊佐市、湧水町
	7地域	鹿児島市(旧鹿児島市、旧桜島町、旧喜入町、旧松元町、旧郡山町)、鹿児島市(旧吉田町)、鹿屋市(旧鹿屋市、旧輝北町、旧串良町)、鹿屋市(旧吾平町)、枕崎市、阿久根市、出水市(旧出水市)、出水市(旧野田町、旧高尾野町)、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市(旧川内市、旧里村、旧上飯村、旧下飯村、旧鹿島村)、薩摩川内市(旧樋脇町、旧入来町、旧東郷町)、薩摩川内市(旧祁答院町)、日置市、曾於市、霧島市(旧国分市、旧溝辺町、旧華人町、旧福山町)、霧島市(旧横川町、旧牧園町、旧霧島町)、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、姦良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町(旧根占町)、南大隅町(旧佐多町)、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町
沖縄県	8地域	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町
	8地域	那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市(旧石川市、旧具志川市)、うるま市(旧与那城町、旧勝連町)、宮古島市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、八重瀬町(旧東風平町)、八重瀬町(旧具志頭村)、多良間村、竹富町、与那国町

## 「液化石油ガス安全高度化計画2030」への取組みについて

L Pガス業界では全国と連携し、国・消費者等との協働により安全・安心な社会の実現を目指して、「液化石油ガス安全高度化計画 2030」を取組んでおります。

各販売事業者におかれましては、自社の保安内容をしっかりと把握し法令違反の無いようお取組み願います。また、取引適正化についてもご対応頂き「お客様から選ばれ続けるエネルギー業界」となりますようお願い致します。

L Pガス部会委員におかれましては、各支部会においてご説明頂きますようお願い致します。

### 1. 「液化石油ガス安全高度化計画 2030」概要（別紙）

### 2. 令和4年度 燃焼器具交換・安全機器普及状況等調査報告書（別紙）

### 3. 協会による自主的な取組み（個別巡回指導の実施）

- ① ガスメータの検満率が悪い事業所
- ② 料金料金の公表がされていない事業所
- ③ 業務用施設のS Bメータ設置先におけるガス警報器連動遮断率の悪い事業所
- ④ 直近の新規登録販売事業所で巡回していない事業所
- ⑤ その他巡回が必要と思われる事業所

※上記を基に10件程度の巡回を予定しております。リストアップした事業所及び日程は各卸元へもお知らせ致しますので、卸元ご担当者のご同行をお願い致します。

### 4. その他（沖縄県の立ち入り検査）

- ① 過去に事故発生のある者
- ② 過去2年以内に新規登録のあった者
- ③ 過去2年以内に移転又は貯蔵施設の変更があった者
- ④ 法令違反の情報提供があった者
- ⑤ その他必要と認められる者

※従業員講習を受講していない事業者、法令手続の遅延があった事業者  
相当期間立入検査を実施していない事業者など。

※沖縄県への132条報告の未提出販売店

# <概要>

## 液化石油ガス安全高度化計画2030について

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会液化石油ガス小委員会において、2020年を目標年度として実施してきた「保安対策指針」に代わり、今後10年間を見据えた総合的なガスの保安対策として「液化石油ガス安全高度化計画2030」を策定する。

### 安全高度化目標

2030年の死亡事故ゼロに向けた、国、都道府県、LPガス事業者、消費者及び関係事業者等が各々の役割を果たすとともに、環境変化を踏まえて対応することで、各々が共同して安全・安心な社会を実現する。

### 実行計画(アクションプラン)

#### 1. 消費者起因事故対策

- CO中毒事故防止対策
  - ・業務用施設等に対する安全意識向上のための周知・啓発
  - ・業務用換気警報器・CO警報器の設置促進
  - ・安全型機器及び設備の開発普及
- ガス漏えい事故防止対策
  - ・安全な消費機器等の普及促進
  - ・周知等による保安意識の向上
  - ・誤開放防止対策の推進
  - ・ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等
  - ・消費設備調査の高度化・リコール製品等への対応

#### 4 保安基盤の整備

- 保安管理体制
  - ・経営者等の保安確保に向けたコミットメント及び保安レベルの自己評価
  - ・LPガス事業者等の義務の再確認等
  - ・長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施
  - ・自主的な基準の維持・運用

#### 2. 販売事業者起因事故対策

- 設備対策
  - ・供給管・配管の事故防止対策
  - ・調整器、高圧ホース等の適切な維持管理
  - ・軒先容器の適切な管理
- その他事故防止対策
  - ・他工事事故防止対策
  - ・質量販売に係る事故防止対策
  - ・バルク貯槽等の告示検査対応

#### 3. 自然災害対策

- 地震・水害・雪害対策
  - ・災害に備えた体制構築
  - ・迅速な情報把握
  - ・容器の転倒・流出防止対策
  - ・雪害事故防止対策

達成状況や  
リスクの変化に  
応じた見直し

#### ● スマート保安の推進

- ・スマートメータ・集中監視等を利用した保安の高度化
- ・その他のスマート保安に関するアクションプラン

### 基本的方向

- ① 事故分類ごとにおける対策の推進継続
- ② 各主体の連携の維持・強化
- ③ 事業者等の保安人材の育成
- ④ 一般消費者等に対する安全教育・啓発

### 安全高度化指標

2030年時点(件/年)

全体	死亡事故	0~1件未満
	傷害事故	25件未満
販売形態別	体積販売	死亡事故 0~0.6件未満
	質量販売	傷害事故 22件未満
起因者別	消費者	死亡事故 0~0.4件未満
		傷害事故 3件未満
	事業者	死亡事故 0~0.2件未満
		傷害事故 15件未満
その他	死亡事故	0~0.2件未満
	傷害事故	5件未満
場所別	住宅	死亡事故 0~0.2件未満
		傷害事故 10件未満
業務用施設	死亡事故	0~0.2件未満
	傷害事故	11件未満
その他	死亡事故	0~0.2件未満
	傷害事故	4件未満

令和4年度 燃焼器具交換・安全機器普及状況等調査報告書

令和5年3月末現在  
(一社)全国LPガス協会 調査

都道府県協会名 沖縄県高圧ガス保安協会

I 事業所の概要

1. 回収率		
報告書配布事業所	227事業所	—
報告書回収事業所	217事業所	(95.59%)
報告書未回収事業所	10事業所	(4.41%)

II 燃焼器具等未交換数

① 湯沸器 (不燃防なし)	開放式	0台
	CF式	0台
	FE式	0台
	合計	0台
② 風呂釜 (不燃防なし)	CF式	0台
	FE式	0台
	合計	0台
③ 排気筒(不具合のものに限る) <small>(CF式、FE式、FF式及び99F式の湯沸器、給湯器、風呂釜の総数)</small>		0台
	合計	0台

IV 業務用施設のSB(EB)メータ設置先連動遮断状況

① 業務用施設のうちSB(EB)メータ設置戸数	11,054戸	
② ①のうちガス警報器連動遮断戸数	連動済	9,648戸
	連動不要(屋外)	909戸
連動率	(95.10%)	

VI 集中監視システム設置戸数

① 常時監視システム	228,016戸
② 低頻度集中監視システム	10,428戸
設置率	(44.36%)

VII 安全機器普及状況等

① マイコンメータ等	設置済戸数	21,562戸 (98.94%)
	期限切れ戸数	309,272戸 (99.75%)
	設置済戸数	204,939戸 (99.66%)
	期限切れ戸数	535,773戸 (99.68%)
	合計 (A+B+C)	
② ヒューズガス栓等	設置済戸数	18,753戸 (98.46%)
	設置不要	2,747戸 (98.57%)
	設置済戸数	277,737戸 (97.88%)
	設置不要	25,142戸 (98.30%)
	合計	473,146戸
③ ガス警報器	設置済戸数	17,956戸 (94.12%)
	設置不要	2,716戸 (94.42%)
	設置済戸数	270,856戸 (97.88%)
	設置不要	29,208戸 (95.60%)
	合計	412,904戸
④ 調整器	設置済戸数	17,331戸 (94.75%)
	設置済戸数	43,019戸 (94.75%)
	設置済戸数	194,551戸 (94.75%)
	設置済戸数	254,901戸 (94.75%)
	合計	537,476戸

2. 監督所管

経済産業省 所管	1事業所	(0.46%)
産業保安監督部 所管	0事業所	(0.00%)
都道府県 所管	216事業所	(99.54%)
市町村 所管	0事業所	(0.00%)
合計	217事業所	(100.00%)

III 業務用厨房施設に対するCO中毒事故防止対策状況

① 業務用厨房施設	12904施設	
② ①のうち、法定周知以外の周知を行った施設数 (ガス機器の正しい使い方、事故防止策等の周知)	9864施設	
③ ①のうち、業務用換気警報器(CO警報器含む)を設置している施設数	設置済	7,043施設
	設置不要	1,610施設

V バルク貯槽20年検査を迎え検査又は廃棄したバルク貯槽の数

区分	実施数(2022年4月1日～2023年3月末)	2023年度予定数
	①20年検査を実施して合格	廃棄して入替対応
基数	②バルク入替	③シリンダー入替
	1基	205基
	126基	67基
		314基

VII 容器流出防止地域への対応

① 洪水浸水想定区域(想定最大規模)を問わず容器流出防止措置済の施設数	46,198施設
② 洪水浸水想定区域(想定最大規模)の対象施設数	15,804施設
③ 上記②の内、容器流出防止措置済の施設数	8,288施設

3. 消費者戸数  
(キャンブ、屋台等の質量販売、閉栓消費者は除きます。(以下、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴも同じ))

A 業務用施設(共同住宅と一般住宅以外)	21,794戸 (4.05%)
B 共同住宅 (同一建築物内に3世帯以上入居する構造のもの)	310,053戸 (57.69%)
C 一般住宅	205,629戸 (38.26%)
D 合計(A+B+C)	537,476戸 (100.00%)

# 令和4年度 需要開発推進運動等調査報告書

令和5年3月末現在  
(一社)全国LPガス協会 調査

都道府県協会名 沖縄県高圧ガス保安協会

## I 事業所の概要

	事業所数	回収率
報告書配布事業所	227事業所	—
報告書回収事業所	217事業所	(95.59%)
報告書未回収事業所	10事業所	(4.41%)

## II 需要開発関係

	GHP	エネファーム	ハイブリッド給湯	エコジョーズ	SIセンサー コンロ	ガス浴室暖房 乾燥機
①令和3年度販売台数	76 台	12 台	15 台	2,109 台	10,065 台	193 台
①の内、非エコジョーズ機器からの取替台数	—	3 台	0 台	260 台	—	—

## III オール電化・都市ガスとの移動関係

### ① オール電化関係

	移動戸数
LPガス → オール電化	499 戸
オール電化 → LPガス	148 戸

### ② 都市ガス関係

	移動戸数
LPガス → 都市ガス	19 戸
都市ガス → LPガス	57 戸

## IV ガス料金の公表状況関係

	回答数	回答数(1~4合計)
1. 店頭でガス料金を掲載(料金表を自由に入手(配布)できるようにしている状態を含む)している。	132	
2. ホームページにガス料金を掲載している。	44	216
3. 店頭及びホームページにガス料金を掲載している。	33	
4. 店頭及びホームページにもガス料金を掲載していない。	7	

## IV LPガスを供給している賃貸集合住宅において、入居を希望する方にLPガス料金を入居前にお知らせできるよう、物件の所有者又は不動産管理会社へ料金表の提供状況

	1. はい	2. いいえ	回答数(合計)
①賃貸集合住宅に1件以上の供給を行っている。	210	7	217
②上記で1.「はい」の内、予め賃貸集合住宅を管理している所有者又は不動産管理会社に「LPガス料金表」により情報提供している。	85	87	172

沖縄県需要開発状況（燃焼器具交換・安全機器普及状況等調査報告書より）

西暦	和暦	業務用	共同住宅	一般住宅	計	GHP	エネファーム	ハイブリッド給湯器	エコジョーズ	Sセンサー コンロ	ガス浴室乾燥 暖房機	LP⇒ オール電化	オール電化⇒ LP	LP⇒ 都市ガス	都市ガス⇒ LP
2022	令和4年度	21,794	310,053	205,629	537,476	76	15	15	2,369	10,065	193	499	148	19	57
2021	令和3年度	22,337	306,771	212,006	541,114	74	10	1	2,699	10,949	98	622	100	20	17
2020	令和2年度	21,615	298,083	216,040	535,738	159	4	28	3,780	18,663	176	616	108	18	24
2019	令和元年度	22,469	296,007	219,939	538,415	29	1	25	3,523	9,054	193	482	102	26	21
2018	平成30年度	22,867	277,256	244,401	544,524	40	0	40	2,742	8,545	174	591	110	21	34
2017	平成29年度	22,149	275,931	226,228	524,308	64	3	13	2,853	8,913	190	483	80	29	37
2016	平成28年度	22,010	270,875	226,461	519,346	48	0	434	1,701	9,093	217	514	70	107	45
2015	平成27年度	20,974	255,269	224,846	501,089	69	0	25	1,370	9,903	-	741	66	28	31
2014	平成26年度	20,431	260,207	220,856	501,494	86	0	0	1,046	9,566	-	865	39	11	135
2013	平成25年度	19,077	243,482	224,852	487,411	84	2	1	988	11,114	-	1107	43	84	62
2012	平成24年度	18,765	240,015	226,283	485,063	83	1	-	1,591	9,670	-	1343	25	215	84
2011	平成23年度	19,496	230,798	230,098	480,392	72	1	-	2,223	9,043	-	1670	71	176	176
2010	平成22年度	19,642	222,645	233,779	476,066	-	16	-	700	9,936	-	1609	63	189	229
合計						884	53	582	27,585	134,514	1,241	11,142	1,025	943	952

ハイブリッド給湯器 2016年(434台)は間違いと思われる。

## LPガス事故発生状況について（盗難・その他除く）

令和5年1月～5月

<5月末現在3件（容器盗難による事故は1件は除く）>

### ① 3月31日 浦添市 業務用 消費者に起因する漏洩事故

- ・前日の営業を終え後片づけの際に業務用コンロのコックを誤って開けてしまい、ガス漏洩が発生した。
- ・ガスメーターとガス漏れ警報器の連動はされていたが警報機のコンセントを抜いており、ガスメーターの遮断が行われなかったため、室内にガスが滞留した。
- ・今後の事故防止策として、一般消費者に全容を説明しガス漏れ警報器のコンセントを抜かないように周知、さらにコンセントを抜いた際に信号をおくる検針機器の設置を行った。

### ② 4月24日 那覇市 共同住宅 配管腐食によるガス漏洩

- ・4月23日午前、住人より、ガスの異臭がすると消防に通報があった。  
確認したところ配下の一部に腐食及び劣化により漏洩があり、直ちに改修工事を行った。

### **<事故速報>※高圧ガス保安法**

### ③ 6月6日13時頃 LPガス配送中の漏洩事故

- ・ガス容器を積載した配送車両から滑り落ち、容器1本からLPガスが噴出した。  
ロープ等で固定を失念したことが原因と思われる。

卸元各位

L P ガス販売事業所各位

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会 L P ガス部会  
部会長 島袋博文 (公印省略)

令和 5 年度  
「沖縄県 L P ガス災害対策要綱」に基づく  
「通報訓練」の実施について (お願い)

みだしの件について、当部会では災害対策の一環として「沖縄県 L P ガス災害対策要綱」に基づき「通報訓練」の実施を計画しております。

つきましては、下記要領をご確認の上実施下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 目的

全国で頻発する自然災害に対し、経済産業省から L P ガスの被害状況及び復旧状況について国への報告が遅いとの指摘があり、全 L 協からも「通報訓練」の必要性が求められております。災害が発生した際に各販売事業所から支部等を通じて協会への報告意識醸成を図り、「災害にも強いエネルギー」であり続けることを目的として「通報訓練」を実施するものです。

2. 訓練日程の調整

各卸元等が主体となって、系列支部会等で訓練内容の説明及び日程の調整を行い「通報訓練」を実施願います。(訓練日程については、協会へもご一報下さい。)

3. 実施期間

令和 5 年 1 0 月 1 3 日 (金) 迄に実施し、ご報告下さいますようお願い致します。

4. 報告の流れ (フローチャート別紙)

(うりずん・オキエネ・宮古地区・八重山地区)

・販売事業所毎 (様式 1 - 3) ⇒ 協会へメールまたは F A X にて直接報告

(上記以外)

・販売事業所毎 (様式 1 - 3) ⇒ 各卸へメールまたは F A X にて報告

各卸元 (様式 1 - 4 に取り纏め) ⇒ 協会へメール又は F A X にて報告

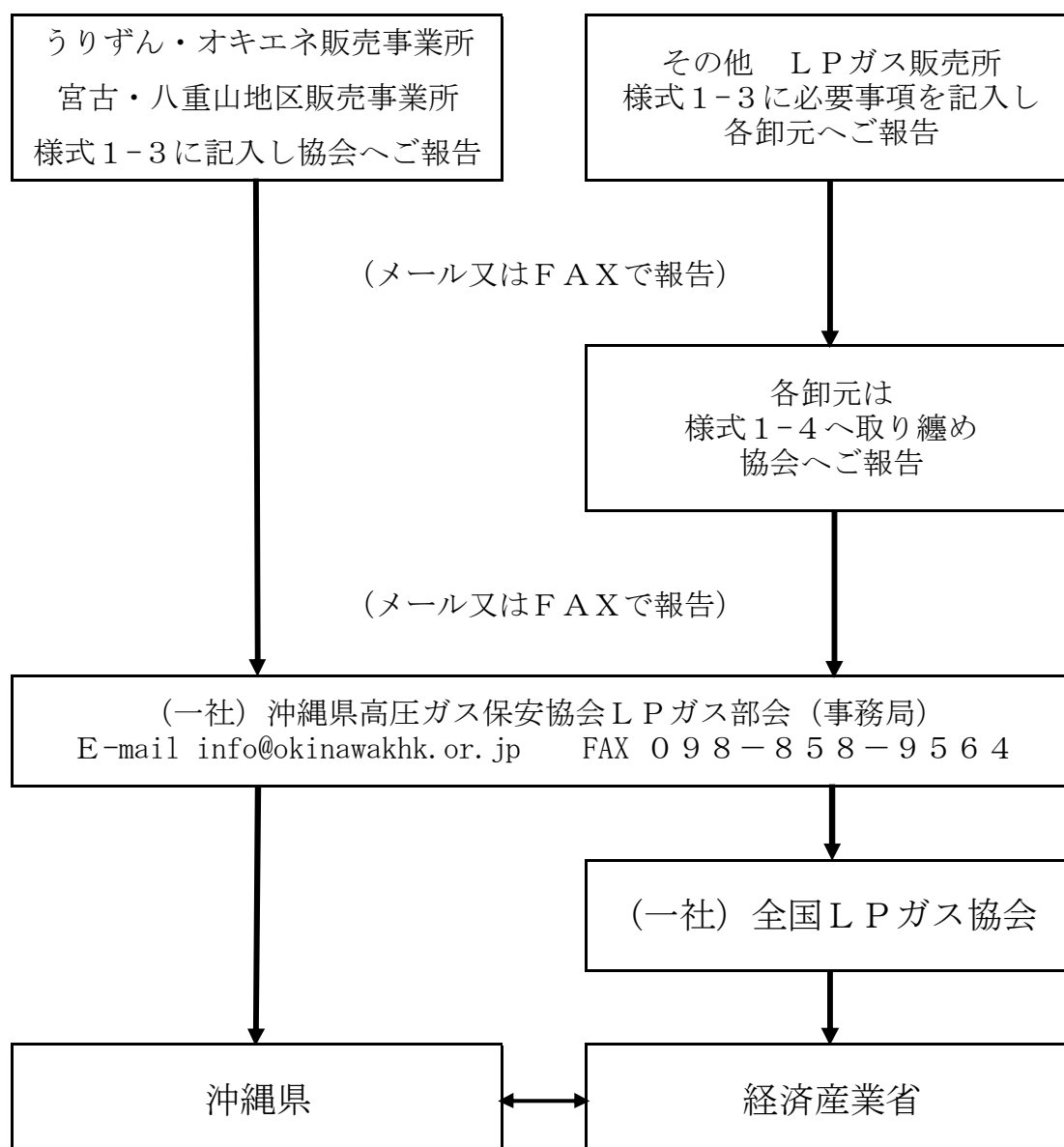
お問合せ (一社) 沖縄県高圧ガス保安協会 担当 事務局 業務課 緑間  
TEL 0 9 8 - 8 5 8 - 9 5 6 2 FAX 0 9 8 - 8 5 8 - 9 5 6 4  
E-mail [midorima@okinawakhk.or.jp](mailto:midorima@okinawakhk.or.jp)

(別紙)

「沖縄県LPガス災害対策委要綱」に基づく  
「通報訓練」の実施について (フローチャート)

(各卸元へのお願い)

- ・各支部会等において、事前に訓練の目的等ご説明をお願い致します。
- ・訓練の手順、報告様式(様式1-3)の記入方法について説明をお願い致します。
- ・訓練実施日の調整をお願い致します。
- ・訓練を実施し、各卸元は協会へご報告願います。(10月14日迄)



各支部会等で、訓練を実施する際にご利用下さい。

# 訓 練

## 通 報 伝 達 事 項

# 〇〇支部長⇒支部会員

只今より通報訓練を実施します。

本日、\_\_\_\_\_時\_\_分ごろ、〇〇県東方沖を震源とする大規模地震が発生しました。

被害状況を別紙（様式1-3）にとりまとめ、以下の連絡先まで報告願います。

発信者

支部 担当者名 \_\_\_\_\_

一般電話 \_\_\_\_\_

携帯電話 \_\_\_\_\_

ファックス \_\_\_\_\_

下線部に必要事項を記入して使用する。

（一社）沖縄県高圧ガス保安協会LPガス部会

〇〇支部

販売事業所名 \_\_\_\_\_ 担当者名 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_  
 協会 E-mail info@okinawakhhk.or.jp 協会 FAX 098-858-9564

## L P ガス関係被害状況報告（第 1・2・3・4・5 報）

年 月 日現在

### 報告書記入にあつての注意事項

1. 被害がなくてもご提出ください。また、第1報は被害情報の全てが把握できていなくても判明している限りで出来る限り速やかにお願いいたします。
2. FAX・メールが使用不能の場合、電話で報告をお願いします。
3. 第1報後、新たに被害が判明した場合、または前回の報告から数字が変更になった場合は出来る限り速やかに報告をお願いいたします。（同一用紙を使用可・この場合、第2報の場合は1及び2を○で囲むこととなり、変更した数字を修正してください。）

### 1. 自社の被害（被害の有無に○をつけてください。有りの場合は概要を記載）

項目	被害の有無	詳細
A 事業主・従業員の安否	無事・有事	(被害の人数や程度)
B 事務所の被害	無・有	(被害の程度)
C 容器置場・充填所	無・有	(被害の程度)
D スタンド	該当なし 無・有	(被害の程度)
E 車両	無・有	(被害の台数や程度)
F バルクローリー	該当なし 無・有	(被害の台数や程度)

### 2. 消費先の被害

下記のE、F以外は概数でかまいません。（A・B・C・D・G・Hは特に記入いただかなくても結構です）

A	災害前のLPガス供給世帯数（概数記載可） 【A=B+C+D】		戸
B	家屋倒壊や、避難等により供給復旧が見込めない世帯数（概数記載可）		戸
C	立入禁止等の理由により、被害状況の確認が出来ない世帯数（概数記載可）		戸
D	供給復帰可能及び復旧済み世帯数（概数記載可） 【A-(B+C)】		戸
Dの内 被害状況と未復旧数	E	ガス漏れ、漏えい爆発、漏えい火災のあった件数	戸
	F	Eのうち、未復旧件数	戸
	G	Eに該当しないが、メーターや調整器の交換及び工事等が必要な件数（概数記載可）	戸
	H	Gのうち、未復旧件数	戸

未確認世帯数【C】および未復旧件数【F】及び【H】がゼロになるまで、報告をお願いします。

Eは容器の流出によるものはガス漏れに含みません。

I：【E ガス漏れ・爆発・火災の被害の詳細】 ※ 発生場所（市区町村名）、発生日時は必ず記入

### 3. 容器の流出（判明している限りで構いません）

A：消費先軒先からの流出・埋没本数	本	B：うち、累積回収本数	本
C：その他（充填所・貯蔵施設・容器置場等）からの流出・埋没本数	本	D：うち、累積回収本数	本

復旧未了が残っている場合は、数字に変更がなくても毎日報告をお願いします。

変更なし

様式 1 - 4

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会  
災害対策本部 宛

E-mail info@okinawakhk.or.jp  
FAX 098-858-9564

卸元

担当者名

TEL

## L P ガス 被 災 状 況 報 告 書 (第 報)

### 1. 事業所、充填所、スタンドの人的・物的被害状況

①人的被害状況	死亡者(名)	負傷者(名)	②物的被害状況	被害有りの数
事業主			事務所(箇所)	
従業員			容器置場・充填所(箇所)	
合計	0	0	スタンド(箇所)	
			車両(台)	
			バルクローリー(台)	
			合計	0

### 2. 被災状況及びガス漏れの復旧状況

被災地 市区町村名	被災地にお客様がある販売事業所数 (所)	被災地の被災前のお客様件数 (件)	【事業者報告書のE】 ガス漏れ 火災・爆発 いずれか被害のあった件数 (件)	【事業者報告書のF】 被害のあった件数のうち未復旧件数 (件)
合計	0	0	0	0

注1: 被災した市区町村数が上表の枠を超えた場合は、行を追加してご記入ください。

注2: 第2報以降の報告については、最新の件数に置き換えてご記入ください。

注3: 被災報告は被害がないことが明らかな市町村の記入は不要です(局地災害の場合)。

### 3. 流出(埋没含む)容器回収状況(把握できる限りで構いません)

	流出本数(本)	うち、回収本数(本)
消費先軒先からの流出・埋没本数		
その他(充填所・貯蔵施設・容器置場等)からの流出本数		
合計	0	0

### 4. 全L協(災害対策中央本部)への要請、連絡事項等

人員	
物資	
要請等	



資料 8

高保発第 5 - 2 8 号  
令和 5 年 6 月 1 6 日

中核充填所、各卸元 各位

沖縄県 L P ガス第九地域連絡協議会  
会長 島 袋 博 文 (公印省略)  
事務局 (一社) 沖縄県高圧ガス保安協会

令和 5 年度 沖縄県 L P ガス中核充てん所等連絡会議の開催について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、みだしの件につきまして、「沖縄県 L P ガス第九地域連絡協議会規約」に基づく会議を開催いたします。お忙しいところ誠に恐れ入りますが、委員を派遣下さいますようお願い申し上げます。

記

日 時 令和 5 年 7 月 2 1 日 (金) 1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0

会 場 沖縄産業支援センター 3 0 4 号室  
委嘱状の交付

確認事項 石油備蓄法に係る「沖縄県 L P ガス第九地域連絡協議会規約」等の確認  
議 題 ①情報伝達訓練 (案) について

日 程 令和 5 年 9 月 2 6 日 (火) 1 3 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0

内 容 メール・衛星携帯電話等を活用した訓練

② 中核充てん所等稼働訓練 (案) について

各中核充てん所による社内訓練を実施しご報告願います。

(訓練内容の確認、訓練実施並びに報告期限の確認)

出 欠 確 認 票

出 席

欠 席

所属事業所

役 職 名

委員のお名前

メールアドレス

※本票に出席または欠席を○で囲み、必要事項をご記入の上、6/30 (金) 迄にメール又は、F A Xにて返信下さいますようお願い申し上げます。

E-mail [midorima@okinawakhk.or.jp](mailto:midorima@okinawakhk.or.jp) FAX 098-858-9564

※本件に関するお問合せ 協会事務局 (緑間) 0 9 8 - 8 5 8 - 9 5 6 2

# 次回WGに向けた 対応方針と実効性確保（案）

令和5年6月6日

資源エネルギー庁 資源・燃料部  
石油流通課

# WGの6つの論点と対応方針の整理

- 本WGでは、賃貸集合住宅の問題を中心に6つの論点について、大まかな対応方針を議論してきた。
- これらの対応方針を、実効性を伴う方針へと昇華させるため、3つに再構築して議論を深掘りすべきではないか。

## 賃貸集合住宅

論点（1） 過大な顧客獲得費用の是正

論点（2） 賃貸向けLPガス料金での消費設備費の計上禁止

論点（3） 不動産仲介業者による入居希望者に対するLPガス料金情報提供の徹底

論点（4） LPガス事業者変更時の居住者に対する事前説明

## 戸建て

論点（1） LPガス事業者切替時のトラブル防止のための三部料金制の徹底

論点（2） 消費者からの苦情等への適切かつ迅速な処理の継続的实施

過大な営業行為の制限

三部料金制の徹底

LPガス料金等の情報提供

# な営業行為の制限に向けた対応方針とその実効性確保（1）

## 方針

- 過大な営業行為（過大な紹介金や物品の提供等）の制限を、液石法の販売の方法の基準、業界自主ルールの販売指針へ追加
- L P ガス事業者への苦情・相談への適切かつ迅速な処理やコンプライアンス（特商法・独禁法・景表法等）の徹底の再周知

## 考え方

- 国による取り締まりを強化するため、罰則規程のある条文に明確に位置付け

**法第100条  
第1の2号**  
(法第16条第2項の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する)



**法第16条第2項**  
(施行規則で定める基準に従って液化石油ガスの販売をしなければならない)



**施行規則第16条**  
(販売の方法の基準)

**過大な営業行為の制限に関する条文を新設**

※法：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、  
施行規則：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則

- オーナー、不動産管理会社、建築事業者等に対して、正常な商慣習に照らして不当な利益に当たる過大な営業行為を制限
- ガス契約の締結に当たっては、L P ガス事業者の切替えを制限するような条件を付すことを禁止
- 不当な利益による営業行為が認められた場合
  - ◆ 報告徴収、立入検査の対象
  - ◆ 30万円以下の罰金

## な営業行為の制限に向けた対応方針とその実効性確保（2）

改正内容	<p>① L P ガス事業者は、オーナー、不動産管理会社、建築事業者等に対して、<u>正常な商慣習に照らして不当な利益を供与することにより、消費者を困り込んではいけない</u></p> <p>② ガス契約の締結に当たっては、<u>L P ガス事業者間の公正な競争を阻害するような条件を付してはならない</u></p>
	<p>「正常な商慣習に照らして不当な利益」が何なのかを特定して規定することは、競争制限的に働くおそれがあることから、定性的な記載とならざるを得ないなか、施行規則、解釈通達及びガイドラインにおいてどこまでの記載が可能か、今後の検討が必要</p> <p>※解釈通達：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈の基準について ガイドライン：液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針</p>
販売指針	<p>「第3章 消費配管・ガス機器等の貸与」 ⇒国の施行規則等に規定する内容を新規追加</p> <p>「第1章 総論」、「第2章 取引の適正化」 ⇒コンプライアンスの徹底に係る記載を拡充</p> <p>※販売指針：L P ガス販売指針（業界自主ルール、全国L P ガス協会策定）</p>
経過措置期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>公布の日から起算して3月を経過した日から施行</u></li> <li>● 施行日以降の<u>新規交渉、既存契約の延長禁止（遡及適用せず）</u></li> </ul>
フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● L P ガス事業者・不動産事業者への制度改正の周知</li> <li>● 制度遵守に係る自己適合宣言（詳細は要検討）</li> <li>● 監視・通報体制整備（詳細は要検討）</li> <li>● L P ガス事業者に対するフォローアップ調査</li> <li>● 立入検査の実施</li> <li>● 本WGでの検証（年1～2回）</li> </ul>

# 三部料金制の徹底に向けた対応方針とその実効性確保（1）

## 方針

### 【賃貸集合住宅】

- 賃貸集合住宅における配管、給湯器、エアコンなどの設備は、本来家賃に含まれるものであり、ガス料金として設備費に計上することは不適當
- 賃貸向けガス料金については消費設備費の計上禁止

### 【戸建て】

- L P ガス料金の積算根拠を説明するための三部料金制（消費設備費の外出し）の徹底。その際、ガス消費する場合に用いられる器具以外（電気エアコン・インターホン等）の設備費の計上禁止

## 考え方

- 三部料金制とは、基本料金、従量料金の他に、配管・ガス器具等ガス消費する場合に用いられるものの貸付料金等設備料金を設けた料金体系

基本料金	容器・調整器・高圧ホース・メータなどの設備等の費用や設備点検・検針費用など <u>消費量の多寡に関係なく生じる固定的な費用</u>
従量料金	ガス原料費、配送費など <u>使用量に応じて発生する費用</u>
設備料金	個別の契約に基づき、 <u>配管・ガス器具等ガス消費する場合に用いられるものの利用に応じて発生する費用</u>

**賃貸集合住宅では設備料金は本来家賃に含まれるものであり、ガス料金に計上できる設備はない（基本料金、従量料金のみ）**

※ただし、L P ガス事業者と消費者の間で、個別に警報器、ストーブなどのガス器具の貸与契約が締結されている場合を除く

- 賃貸集合住宅において設備料金の計上が、戸建てにおいて電気エアコン・インターホン等のガス器具とは関係のない設備費の計上が認められた場合
  - ◆ 報告徴収、立入検査の対象
  - ◆ 30万円以下の罰金

## 三部料金制の徹底に向けた対応方針とその実効性確保（2）

改正内容	<p>① <u>ガス契約に係る料金は、基本料金、従量料金及び設備料金</u>とし、消費者に対してこれらの料金を請求するときは、算定根拠を通知すること</p> <p>② <u>設備料金として、配管及びガス器具等ガスを消費する場合に用いられるものの利用に係る料金以外を請求してはならない</u></p> <p>③ 消費者とガスを消費する場合に用いられる器具が設置された建物の所有者が異なる場合（たとえば賃貸集合住宅）は、<u>消費者にガスを消費する場合に用いられる器具の利用に係る料金を請求してはならない</u></p> <p>※ただし、L Pガス事業者と消費者の間で、個別に警報器、ストーブなどのガス器具の貸与契約が締結されている場合を除く</p>
販売指針	<p>「第3章 消費配管・ガス機器等の貸与」、「第5章 料金の透明性の確保」 ⇒国の施行規則等に規定する内容を新規追加、改正</p>
経過措置期間	<ul style="list-style-type: none"><li>● <u>公布の日から起算して3年を経過した日から施行</u></li><li>● 施行日以降の<u>新規契約の締結、既存契約の延長禁止（遡及適用せず）</u></li></ul> <p>（消費配管については、家主に所有権を保有させるよう商慣行を変更していくべきか、今後の検討が必要）</p>
フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"><li>● L Pガス事業者・不動産事業者への制度改正の周知</li><li>● L Pガス事業者に対するフォローアップ調査</li><li>● 立入検査の実施</li><li>● 本WGでの検証（年1～2回）</li></ul>

# L P ガス料金等の情報提供に向けた対応方針とその実効性確保

方針	<ul style="list-style-type: none"><li>● 入居後のトラブル防止のため、令和3年6月に<u>不動産仲介業者から入居希望者へのガス料金の情報提供を依頼する通知を経産省・国交省から発出済</u></li><li>● 賃貸集合住宅のL P ガス契約者たる居住者不在の、オーナー・不動産管理会社の一存によるL P ガス事業者変更とならないよう、<u>変更予定のL P ガス事業者による居住者からの変更同意書取得</u>を徹底</li></ul>
考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>● 入居希望者へのガス料金の情報提供を徹底するため、経産省・国交省が連携して業界団体宛てに再周知を図る</li><li>● L P ガス事業者、オーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者は、ガス料金を事前に入居希望者へ情報提供するよう努める</li><li>● L P ガス事業者の切替え時のトラブル防止のためには、変更予定のL P ガス事業者による居住者からの変更同意書取得が重要</li></ul> <p style="text-align: center;"><b>情報提供依頼の再周知に加え、 L P ガス事業者には情報提供の努力義務を課す</b></p>
改正内容	<p>① L P ガス事業者は、賃貸集合住宅への入居前の消費者が当該事業者を自由に選択することができない実態を踏まえ、<u>ガス料金を事前に情報提供するよう努める</u></p> <p>② 賃貸集合住宅へ入居する消費者に対して、他のL P ガス事業者からの切替えにより新たにガス契約を締結する場合、当該<u>消費者から切替えに係る変更同意書を取得すること</u></p>
販売指針	「第5章 料金の透明性の確保」 ⇒国の施行規則等に規定する内容を改正
フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"><li>● L P ガス事業者・不動産事業者に対する継続的なフォローアップ調査</li><li>● 立入検査の実施</li><li>● 本WGでの検証（年1～2回）</li></ul>